

知財トピックス

2022年1月～12月

本書は、三枝国際特許事務所HPの「知財トピックス」で2022年1月～12月に掲載した記事を、エリア別にまとめたものです。各記事には掲載月を記載しています。

本書内の参考URLなどは、当所HPの「知財トピックス」にご訪問くだされば、簡単にご覧頂けます。

<https://www.saegusa-pat.co.jp>



本書は、一般的な情報を提供するものであり、法律的なアドバイスではないことをご了承ください。

また、本知財トピックスに掲載されたすべての内容に関する権利は当所に帰属するものです。本知財トピックスの掲載内容全部について、無断使用・複製はご遠慮ください。

尚、文中のURLをクリックしてもリンク先にうまくとばない場合は、URLをコピーしてお使いください。

目次

日本

P3 – P35

北米

P36–P48

欧州

P49–P62

WIPO

P63–P65

アジア

P66 – P98

中南米

P99–P107

中東・アフリカ・豪州

P108–P109

日本

2022年1月掲載

【日本】ウェブ会議システムを利用した口頭審理への参加が可能に－令和3年10月1日より

令和3年特許法等改正（令和3年5月21日法律第42号、令和3年10月1日施行）に伴い、審判の口頭審理等について、審判長の判断で、当事者等が審判廷に出頭することなくウェブ会議システムを利用して参加することが可能となりました。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001001/20211001001.html>

1. 背景

特許無効審判（延長登録無効審判）の審理方式は、原則口頭審理によります。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大や、デジタル化等の社会構造の変化に対応するため、当事者等が審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システムを通じて口頭審理に関与できる仕組み（オンライン出頭）の確立が求められていました。

2. 概要

施行に先立ちまして、特許庁は2021年9月1日に「口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化に関する運用案（概要）」をウェブサイトにて公表しました。

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/online_an/online_an.pdf

これによりますと、全当事者等がオンライン出頭することも、一当事者側のみがオンライン出頭することも可能です。

また、オンライン出頭する場合は、複数の者がそれぞれ異なる複数の場所（代理人事務所、企業内会議室、自宅等）からオンライン出頭することも可能であり、一部の者がオンライン出頭し、残りの者は審判廷に出頭することも可能です。

なお、オンライン口頭審理の場合でも、審判官及び審判書記官は審判廷で手続を行います。

詳細な手続きにつきましては、以下のURLから改訂版「口頭審理実務ガイド」をご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/index.html

日本

2022年1月掲載

【日本】特許法改正 – 訂正審判等における通常実施権者の承諾が不要に

現行の特許法では、特許権者が訂正審判を請求するとき又は特許異議の申立てや特許無効審判の手続の中で訂正の請求を行う場合には、通常実施権者等の承諾が必要とされています。

しかし、近年のライセンス契約の実体は、1つの特許権を1者にライセンスする単純な態様から、多数の特許権を多数の者にライセンスする大規模かつ複雑な態様へと変化してきています。例えば、複数の特許権者が所有する特許を、一つの組織体で管理運用し、その構成員が必要なライセンスを受けることができる枠組みである「パテントプール」の存在があります。

このような、ライセンス態様の複雑化等に伴い、訂正審判等において全ての通常実施権者の承諾を得ることが、現実的には困難なケースが増加してきました。このような場合、無効審判請求等に対する訂正請求等ができなくなり、特許権者の防御手段が実質的に失われることも懸念されていました。

そこで、令和3年5月14日に可決・成立し、5月21日に法律第42号として公布された、「特許法等の一部を改正する法律」において、訂正審判請求及び訂正請求において通常実施権者の承諾を不要とする改正がなされました。また、上記と同様の理由から、特許権の放棄に際しても、通常実施権者の承諾を不要とする改正がなされています。

法律第42号は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行されます。

（編集者注：法律第42号の内、訂正審判等における通常実施権者の承諾を不要とする改正は、令和4年4月1日に施行されました。）

日本

2022年1月掲載

【日本】特許庁への手続において旧氏（旧姓）併記が可能になりました

1. 背景

特許庁への手続書類の氏名欄には、戸籍上の氏名を記載すべきとされています。

一方で、発明者等の氏名については旧氏（旧姓）の記載を認めて欲しいとの要望が多くありました。さらに、近年では運転免許証、旅券等の公的証明書においても旧氏併記を認めている等の社会情勢の変化に鑑み、特許庁への手続において、2021年10月1日より、氏名欄への旧氏の併記が可能となりました。

2. 対象となる書類

特許庁に提出する全ての書類が対象であり、発明者、出願人、審判当事者等の氏名欄において旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能になりました。

尚、旧氏のための記載は認められません。

記載例（願書）

【特許出願人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 特許（実用） 太郎

ここで、旧氏とは、住民票の写し、運転免許証のような公的証明書において記載されている旧氏（住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏）を指します。

3. すでに提出された書類に旧氏を併記したい場合

2021年10月1日より前に提出された書類の氏名欄に旧氏を併記することも、補正等の手続きをとることにより可能です。

対象となる書類により補正等の手続きが異なりますので、詳細につきましては、特許庁の以下のウェブサイトの（2）手続きについて及びQ&Aをご参照下さい。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/kyuuji.html>

日本

2022年2月掲載

【日本】特許法施行規則改正 – マルチマルチクレームは拒絶理由に 令和4年4月1日施行

特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令（令和4年2月25日経済産業省令10号）が公布され、令和4年4月1日以降の出願について、「マルチマルチクレーム（他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項（マルチクレーム）を引用するマルチクレーム）」は、特許出願では拒絶理由（特許法第36条第6項第4号）の対象に、実用新案登録出願では基礎的要件違反（実用新案法第6条の2）となることとなりました（特許法施行規則第24条の3第5号（新設）、実用新案法施行規則第4条第5号（新設））。

1.適用対象

令和4年4月1日以降の出願が対象となります。出願日が令和4年4月1日より前の出願、及び出願日が令和4年4月1日より前に遡及する分割出願等については、改正規則の適用はありません。

2.特許審査について

- ①出願日が令和4年4月1日以降の特許出願にマルチマルチクレームが含まれている場合は、第36条第6項第4号違反の拒絶理由となります。
- ②マルチマルチクレーム及びこれを引用する請求項については、マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査はされません。
- ③拒絶理由通知への応答で、マルチマルチクレームを解消する補正がされ、審査をすることが必要になった結果、通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する場合には、最後の拒絶理由通知となります。

3. マルチマルチクレーム検出ツール

日本国特許庁（JPO）のウェブサイトには、マルチマルチクレーム検出ツールが公開されています。

詳細につきましては、以下のJPOウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html>

日本

2022年3月掲載

【日本】電子化手数料値上げ – 2022年4月1日より

2022年3月18日、「特許法等関係手数料令の一部を改正する政令」が閣議決定され、電子化手数料が以下の通り改定されました。

改定前の手数料：1件につき1,200円に書面1枚につき700円を加えた額

改定後の手数料：1件につき2,400円に書面1枚につき800円を加えた額

値上げの理由として、電子化手数料の算定方法について見直しを行った結果、実費が改定前の料金を上回っている状況が明らかとなったことが挙げられています。

詳細につきましては、経済産業省の以下URLをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220318003/20220318003.html?from=mj>

日本

2022年3月掲載

【日本】日本国特許庁（JPO）、アプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）を利用した特許情報の試行提供開始

JPOはウェブサイトにて、2022年1月より、特許庁の保有する特許情報の更なる活用を促進するため、APIを利用した特許情報の試行提供を開始すると公表しました。

1. 特許情報取得 API で提供される情報

特許情報取得 API で提供される情報は、特許に関する情報（表 1 に記載の12種類）が対象となっており、実用新案、意匠、商標の情報は含まれません。

この特許情報取得 APIにより、例えば、日本国内の特許の書誌情報や経過情報、書類実体（拒絶理由通知書、拒絶査定等の発送書類、補正書、意見書等の提出書類の本文）等が取得可能ですので、自己の特許管理、他者の特許出願の監視等に役立てることが可能です。

2. 利用登録とアクセス制限

特許情報提供 API の利用を希望される方（個人又は法人）は、利用規約に同意の上、利用登録する必要があります。また、今回の試行提供は、APIの有用性や利用者のニーズを確認することを目的としているため、アクセス回数に制限があります（表1参照）。但し、アクセス上限を超えて利用を希望する法人であって、合理的な事情を有する場合は、アクセス上限の 2 倍を限度に、アクセス上限の調整を申し出ることが可能です。

表 1 API の種類と上限アクセス回数（回／日）

名称	概要	アクセス上限
1 特許経過情報	出願番号に基づき経過情報の一覧を取得	400
2 シンプル版特許経過情報	1の簡易版（優先権情報、分割情報を含まない）	400
3 特許分割出願情報	出願番号に基づき分割出願情報を取得	30
4 特許優先基礎出願情報	出願番号に基づき優先基礎出願情報を取得	30
5 特許申請人氏名・名称	申請人コードに基づき申請人氏名・名称を取得	200
6 特許申請人コード	申請人氏名・名称に基づき申請人コードを取得	200
7 特許番号参照	出願/公開/登録番号に基づき相互に番号を取得	50
8 特許申請書類	出願番号に基づき特許申請書類の実体ファイルを取得	100
9 特許発送書類	出願番号に基づき特許発送書類の実体ファイルを取得	100
10 特許拒絶理由通知書	出願番号に基づき拒絶理由通知書を取得	100
11 特許引用文献情報	出願番号に基づき拒絶理由の引用文献情報を取得	50
12 特許登録情報	出願番号に基づき登録情報を取得	200

日本

2022年3月掲載

【日本】特許料及びPCT出願関係手数料値上げ-2022年4月1日より

2021年5月14日に国会で可決・成立した「特許法等の一部を改正する法律」（法律第42号）及び2021年12月21日に閣議決定された「特許法等関係手数料令の一部を改正する政令」を受け、2022年4月1日から特許料及び国際出願（PCT出願）関係の手数料が以下の通り改定（値上げ）されます。

弊所知財トピックス2021年11月掲載分（<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10980/>）でもお知らせさせていただきました通り、日本語によるPCT出願の送付手数料及び調査手数料が、現行の80,000円から160,000円へと大幅な値上げとなりますのでご注意ください。

詳細につきましては、経済産業省の以下のウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211221005/20211221005.html>

（1）特許関係手数料

項目	改定前金額	改定後金額
出願料	14,000 円	14,000 円
出願審査請求料	138,000 円 + （請求項の数×4,000 円）	138,000 円 + （請求項の数×4,000 円）
特許料（第 1 年～第 3 年）	毎年 2,100 円 + （請求項の数×200 円）	毎年 4,300 円 + （請求項の数×300 円）
（第 4 年～第 6 年）	毎年 6,400 円 + （請求項の数×500 円）	毎年 10,300 円 + （請求項の数×800 円）
（第 7 年～第 9 年）	毎年 19,300 円 + （請求項の数×1,500 円）	毎年 24,800 円 + （請求項の数×1,900 円）
（第 10 年～第 25 年）	毎年 55,400 円 + （請求項の数×4,300 円）	毎年 59,400 円 + （請求項の数×4,600 円）

日本

(2) 国際出願（特許・実用新案）関係手数料

項目	改定前金額	改定後金額
送付手数料 + 調査手数料 （日本語）	80,000 円 （内 送付手数料 10,000 円）	160,000 円 （内 送付手数料 17,000 円 ）
送付手数料 + 調査手数料 （英語）	166,000 円 （内 送付手数料 10,000 円）	186,000 円 （内 送付手数料 17,000 円 ）
国際調査の追加手数料（日本語）	60,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）	105,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）
国際調査の追加手数料（英語）	126,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）	168,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）
予備審査手数料（日本語）	26,000 円	34,000 円
予備審査手数料（英語）	58,000 円	69,000 円
予備審査の追加手数料（日本語）	15,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）	28,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）
予備審査の追加手数料（英語）	34,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）	45,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）

日本

2022年3月掲載

【日本】特許法改正-特許権侵害訴訟における「第三者意見募集制度」の導入 施行日は2022年4月1日

特許法等の一部を改正する法律案が2021年5月14日に国会で可決・成立し、5月21日に法律第42号として公布されました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2021年6月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9934/>

今回の改正事項の一つである、特許権侵害訴訟における「第三者意見募集制度」の導入について、施行日である2022年4月1日が近づいてきましたので、以下にその概略を説明させていただきます。

1. 導入の背景

AI・IoT技術の進展にともない、多くのユーザーや業界全体に影響を及ぼすような特許権に関する紛争が生じる可能性が高まっています。また、AI・IoT技術の時代において、特許権侵害訴訟が高度化・複雑化することが想定され、裁判所が必要に応じて幅広い意見を参考にして判断を行える環境を整備することが重要となってきました。このため、複雑化した特許権侵害訴訟において、一方の当事者の申立てにより、（他の当事者の意見を聴いた上で）裁判所が必要と認める場合に、広く一般に意見を求める「第三者意見募集制度」が導入されることとなりました。

（特許法第105条の2の11（新設）、実用新案法30条で準用する特許法第105条の2の11）

2. 導入対象法域及び審級

今回の改正で「第三者意見募集制度」導入の対象とされる事件は、特許権と実用新案権の侵害訴訟に限られており*1、意匠権、商標権等の侵害訴訟は対象となりません。

また、対象とされる審級は、第一審（東京地裁・大阪地裁）及び控訴審（知財高裁）であり、その他の審級（審決等取消訴訟など）については対象となりません。

今後、意匠権や商標権の侵害訴訟、審決等取消訴訟などにおいても、必要があれば「第三者意見募集制度」の導入が検討されます。

*1 特許法では、補償金請求権訴訟も対象となります（特許法第65条6項で準用する特許法第105条の2の11）

日本

3. 意見を提出できる者及び意見の内容について

「第三者意見募集制度」において、意見を提出できる主体は広く一般とされ、特に制限はありません。直接の利害関係人のみならず、法曹界、知的関連団体、研究者等の専門家、業界団体や個々の企業や個人、行政機関等が、それぞれの立場から意見を提出することができます。また、弁理士は、意見を提出しようとする個人や企業等から、その内容に関する相談を受けることができます。

意見募集の対象は、事件に関する特許法・実用新案法の適用その他の必要事項とされており、法律問題や経験則（一般的経験則）などに限らず、裁判所が事案に応じて必要と認めた事項に及びます。

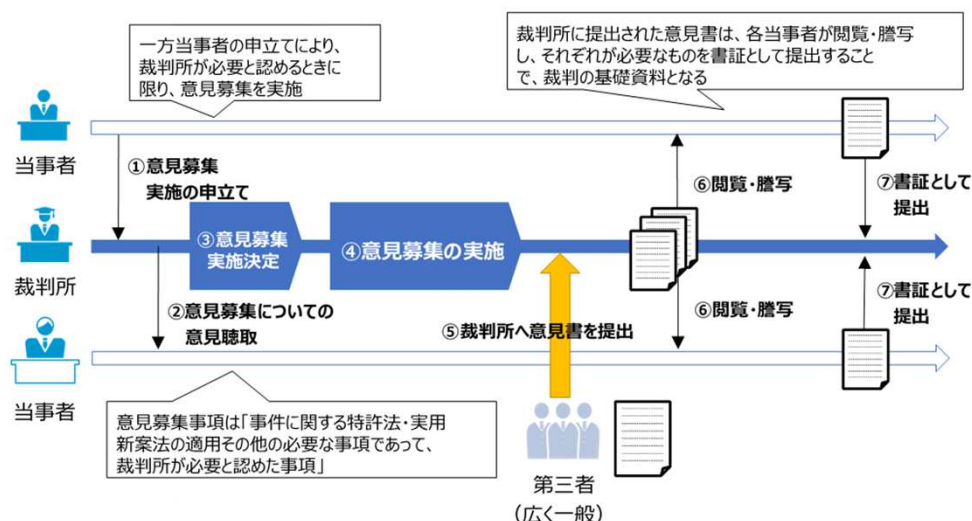
例1：標準必須特許による請求権の行使の制限

例2：特定のIoT技術について、各業界におけるロイヤリティの算定方法

4. 意見提出後の流れ

当事者は、裁判所に提出された意見を閲覧後、必要と認める意見を選別・謄写し、書証として裁判所に提出します。裁判所は、書証として提出された意見書を判断の基礎とします。言い換えますと、裁判所は当事者が選別しなかった意見を判断の基礎とすることはできません。これは、日本における民事訴訟の原則である弁論主義（判決の基礎となる事実及び証拠については、当事者が責任と権限を持つ原則）に則ったものです。

「第三者意見募集制度」手続きフロー図



図出典：特許庁 令和2年12月8日付け資料（第44回特許制度小委員会）

「第三者意見募集制度（日本版アミカスブリーフ制度）」

頁5を編集

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/17-shiryous/sanko01.pdf

日本

2022年4月掲載

【日本】特許法改正-権利回復の要件緩和

特許法等の一部を改正する法律案が2021年5月14日に国会で可決・成立し、5月21日に法律第42号として公布されました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2021年6月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9934/>

今回の改正により、期限徒過により特許権等の権利が消滅した場合の権利回復の判断基準が、「正当理由（相当な注意基準）」から「故意でない（故意基準）」に緩和され、これまでは救済されなかった、期間管理ソフトの入力ミス等の人為的ミスや、管理システムの瑕疵等の手続管理上のミスに起因する期限徒過も救済の対象となり得ることとなりました。但し、制度の濫用を防ぐとともに、手続期間遵守のインセンティブとするために、権利の回復申請には一定の手数料が必要となりました（災害など期限徒過の責任を手続き者に問えない場合の手数料は不要です）。

1.背景

現行法では、権利の回復は、期間内に手続できなかったことに「正当な理由」がある場合に限り認められています。そして、「正当な理由」の認定判断が厳格であることから、回復が認められる比率（認容率）が諸外国と比べて著しく低い上に*、証拠書類の提出が必要であるなど申請者の負担が極めて大きいものとなっています。

そこで、今回の改正により、期間徒過が「故意でない」と認められる場合には、一定の期間内に手続きすることにより、権利の回復が認められ得ることとなりました。

*欧州（EPO）での認容率は60～70%、フランスは約80%、米国は90～95%であるのに対して、日本での認容率は10～20%

出典：【参考資料5】権利回復制度の見直し 令和3年1月18日 特許庁

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/12-shiryuu/11.pdf

日本

2.対象となる手続き

今回の改正の対象となる特許法・実用新案法上の手続きは以下の通りです。

特許法による手続き	実用新案法による手続き
外国語書面出願の翻訳文	実用新案登録出願等に基づく優先権主張
特許出願等に基づく優先権主張	パリ条約の例による優先権主
パリ条約の例による優先権主	登録料の追納による実用新案権の回復
出願審査の請求	外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳
特許料の追納による特許権の回復	在外者の特許管理人の特例
外国語でされた国際特許出願の翻訳文	
在外者の特許管理人の特例	

※特許権等の回復に係る手数料の具体的な額及び施行予定日につきましては、第18頁をご参照ください。

日本

2022年4月掲載

【日本】政府、海外で軍事転用の恐れ等がある特許の非公開化を検討

日本国特許法は、発明公開の代償として特許権という独占排他権を付与するとしており、原則として出願から1年6ヶ月後にはすべての出願について、その内容が公開されます。そこで、政府は海外で軍事転用される可能性のある技術等、国の安全保障の観点から必要と認められた場合は、その特許出願の非公開化を可能とする法的整備を進めています（「経済安全保障推進法案」）。尚、先進7ヶ国（G7）で特許の非公開制度がないのは、現在、日本のみです。

1. 「経済安全保障推進法案」とは

「経済安全保障推進法案」は、①「特許非公開」、②「サプライチェーン（供給網）の強靱（きょうじん）化」、③「基幹インフラの安全性確保」、④「重要技術の育成」の4つの柱からなり、日本の技術が海外で軍事転用されるリスクや、AI、量子暗号といった先端技術や重要インフラに関する情報漏洩リスクへの対応等を強化することを目的とするものです。

2. 非公開の対象となる発明

非公開の対象となる発明については、当面は、AI、量子暗号、原子力など軍事転用の可能性が高い技術に関するものに限定される予定です。また、非公開対象となった発明については、原則として海外での特許出願が制限されます。

3. 審査

非公開の対象とすべき発明か否かについての審査については、特許庁において技術分野等により件数を絞り込んだ上で、新設予定の専門的な審査部門が本審査を行う「二段階審査制」が採用される見通しです。

出典：経済安全保障法制に関する有識者会議（令和4年1月19日）

経済安全保障法制に関する提言骨子（特許出願の非公開化）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai3/teigenkossi4.pdf

日本

2022年4月掲載

【日本】配列表の表記に関する標準がST.25からST.26に移行 施行日は2022年7月1日

2022年4月15日、「特許法施行規則等の一部を改正する省令案」が公表され、塩基配列又はアミノ酸配列に関する情報（以下「配列表」という。）の表記がST.25からST.26に移行されることが明らかとなりました。

これは、PCT規則が改正され、配列表の表記方法に関する国際標準が、WIPO標準ST.25からST.26に移行されることを受けたものです。

「特許法施行規則等の一部を改正する省令案」は2022年5月14日まで意見募集中ですが、このままですと、2022年6月末に公布され、2022年7月1日に施行される予定です。改正省令の対象となるのは、施行日以降に出願される全ての特許出願です。施行日より前の出願を親出願とする分割出願であっても、施行日以降に出願される場合は、改正省令の適用を受けることにご留意ください。

WIPO標準ST.26の詳細につきましては、以下のWIPOウェブサイトをご参照ください。尚、資料中、移行日は2022年1月1日とされていますが、2022年7月1日に延期されています。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/madrid/ja/wipo_webinar_standards_2021_1/wipo_webinar_standards_2021_1_presentation.pdf

また、WIPO標準ST.26に準拠した配列表を作成するソフトウェアがWIPOからリリースされています。

<https://www.wipo.int/standards/ja/sequence/index.html>

「特許法施行規則等の一部を改正する省令案」の詳細につきましては、以下のJPOウェブサイトをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/document/220415_tokkyoho-shore/01.pdf

日本

2022年5月掲載

【日本】令和4年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）の公募が開始されました

特許庁では、中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の半額を助成しています。

特許庁のウェブサイトにも令和4年度 中小企業等に対する外国出願の支援に関する情報が掲載されています。

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

また、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）のウェブサイトにも令和4年度 中小企業等に対する外国出願の支援に関する募集案内が掲載されています。

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html

日本

2022年5月掲載

【日本】特許法等関係手数料令の一部を改正する政令案-特許権等の回復

2023年4月1日施行の特許法改正により、期限徒過により特許権等の権利が消滅した場合の権利回復の判断基準が、「正当理由（相当な注意基準）」から「故意でない（故意基準）」に緩和されます。

また、制度の濫用を防ぐとともに、手続期間遵守のインセンティブとするために、権利の回復申請には一定の手数料が必要となります。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2022年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11329/>

今般、特許庁は、特許法等関係手数料令を改正し、特許権等の回復に係る手数料の具体的な額を以下のとおり設定する旨をウェブサイトにて公表しました。

特 許	212,100 円
実用新案	21,800 円
意 匠	24,500 円
商 標	86,400 円

現在、特許庁は、2022年6月16日まで、この政令案に対する意見を募集しています。
施行予定日は、2023年4月1日です。

https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/220518_tokkyoho-seire.html

日本

2022年6月掲載

【日本】知財調停制度のご紹介

2019年10月1日より、東京地裁と大阪地裁において、知的財産権に関する調停手続の運用（以下「知財調停」）が開始されました。知財調停の利用により、知財紛争の早期解決が可能となる場合もありますので、改めて、知財調停の概要や特色等について、ご紹介させていただきます。

1. 知財調停の概要

知財調停は、知的財産権をめぐる紛争について、専門家で構成された調停委員会の助言や見解を得て、当事者同士の話し合いによる、簡易・迅速な解決を図る手続です。調停での合意事項は、判決と同一の効力があり、強制執行も可能です。

2. 知財調停の特色

(1) 柔軟性

知財調停では、解決したい紛争を当事者が設定することができます。また、調停の申立書には、紛争の内容や過去の交渉経緯等を記載することができ、知財訴訟の訴状と比べて柔軟な記載が可能です。

さらに、必ずしも、調停による和解合意で終了する必要はなく、調停委員会の助言等を受けた後に、当事者間の自主的交渉に戻ることや訴訟を提起することも可能であるなど、紛争の解決方法においても、柔軟な対応が可能です。

(2) 迅速性

原則として、3回程度の期日内に調停委員会が口頭で見解を示すことにより、知財訴訟に比べて、短期間での紛争解決が可能となります。

調停委員会の見解には、争点についての心証のほか、立証の困難度や事案の複雑性に鑑みて、訴訟又は仮処分による解決に適している等の意見が含まれます。

(3) 専門性

調停委員会は、知的財産権部の裁判官、知財事件についての経験が豊富な弁護士・弁理士等で構成されています。また、特許権に関する紛争など、技術的事項が問題となる事案については、裁判所調査官が関与することもあり、訴訟等と遜色のない審理が行われます。

日本

(4) 非公開性

知財訴訟の場合は、紛争の存在や口頭弁論期日等が公開されますので、最終的に和解により訴訟を取り下げたとしても、紛争が起こっていることを競合他社等に知られてしまう可能性があります。

一方で、知財調停は紛争の存在やその他の記録等が公開されることはありませんので、紛争の存在を他者に知られることなく解決することが可能です。

3. 知財調停に適した事案

知財調停の対象となる事件は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権等に係る紛争であり、基本的には知的財産権に関する訴訟と同じです。

その中でも、知財調停に適した事案とは、当事者間の交渉中に生じた紛争であり、争点が過度に複雑でないものや、交渉において争点が特定されており、当事者双方が話し合いによる解決を希望している事案が挙げられます。

具体例として、東京地方裁判所のウェブサイトには、以下の事例が記載されています。

1. 商標の類否に関する紛争事例
2. 商標の先使用权の有無に関する紛争事例
3. 著作権侵害の有無に関する紛争事例
4. 知的財産権の侵害による損害額に争いがある事例
5. 営業秘密の不正取得等の有無に関する紛争事例
6. 形態模倣の有無に関する紛争事例
7. 特許権侵害の有無に関する紛争事例
(ただし、争点がシンプルであるものや交渉等を通じて争点が特定されている事案等)
8. 特許権の帰属に関する紛争事例
9. ライセンス料に関する紛争事例

知財調停の詳細につきましては、以下の、東京地方裁判所のウェブサイトをご参照ください。

https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/l3/Vcms3_00000618.html

日本

2022年7月掲載

【日本】マルチマルチクレームの制限に関する審査基準の改訂-2022年4月1日より適用

特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令が公布され、2022年4月1日以降の出願について、「他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項（マルチクレーム）を引用するマルチクレーム（マルチマルチクレーム）」は、特許出願では拒絶理由（特許法第36条第6項第4号）の対象に、実用新案登録出願では基礎的要件違反（実用新案法第6条の2）となることとなりました（特許法施行規則第24条の3第5号（新設）、実用新案法施行規則第4条第5号（新設））。

詳細は弊所知財トピックス2022年2月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11470/>

これに伴い、審査基準が以下のように改訂されました。

「第36条第6項第4号についての判断」において、「特許法施行規則第24条の3第5号違反について」の項目が追加され、拒絶理由の対象となるマルチマルチクレームの類型が4つ例示されています。

一例：

[請求項 1]特定構造のボールベアリング。

[請求項 2]内輪がステンレス鋼である請求項1記載のボールベアリング。

[請求項 3]外輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。

[請求項 4]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のボールベアリング。
（下線は弊所で追加）

[請求項 5]前記環状緩衝体はゴムである請求項4記載のボールベアリング。

上記請求項のうち、請求項4は他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する（上記アンダーライン部分）マルチクレームです。そして、請求項1又は2、つまり、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用するマルチクレームである請求項3を引用していますので、請求項4はマルチマルチクレームに該当し、拒絶理由の対象となります。請求項5は、マルチマルチクレームには該当しませんが、マルチマルチクレームである請求項4を引用しているため、請求項4及び請求項5については、特許法第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件については審査されません。

改訂審査基準の全文については以下のURLをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/multichecker_shinsa.html

日本

2022年7月掲載

【日本】「特許庁ステータスレポート2022」が公表されました

特許庁ステータスレポートは、特許庁の統計情報及び政策の成果をいち早く発信する、年次報告書の速報版として作成されています。また、日本語と英語が併記されているため、国内外への情報発信ツールとしても利用可能です。

特許庁ステータスレポート2022には、知財動向に関する様々な統計情報等が掲載されていますが、その中から以下の項目について簡単に説明します。

1. 特許出願件数

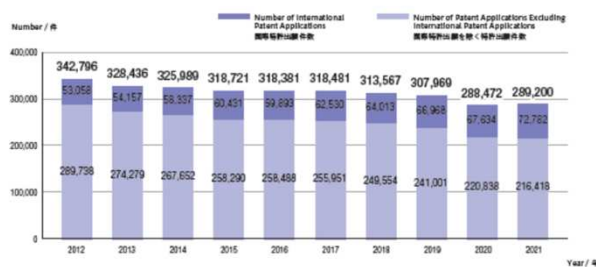
2021年の、特許庁への特許出願件数*1は289,200件で、2020年の288,472件から728件の微増となりました。このうち、国際特許出願件数*2は72,782件で、過去最高であった2020年の67,634件を更に上回りました。国際特許出願を除く、特許出願の件数は減少傾向にあります。

日本の特許庁を受理官庁としたPCT国際出願の件数は、近年、増加傾向にありましたが、過去最高を記録した2019年の51,652件から、2020年は49,314件、2021年は49,040件と、漸減傾向にあります。

*1特許出願件数は、特許権の存続期間の延長登録の出願を含みます。

*2国際特許出願とは、特許協力条約に基づく国際出願であって指定国に日本国を含み、かつ日本国特許庁に国内書面が提出された特許出願です。件数は、国内書面の提出の日を基準にカウントします。

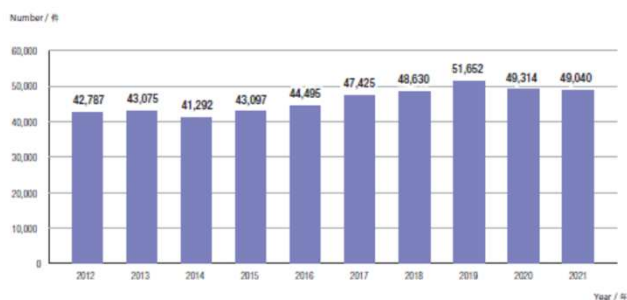
特許出願件数



出典：特許庁ステータスレポート；12頁、図 1-1-1

日本

PCT 国際出願件数



出典：特許庁ステータスレポート; 18 頁、1-1-10 図

2. 一次審査通知 (First Action) までの期間 (FA期間) と権利化までの期間

2020年度のFA期間*3は平均10.2か月と、2019年の9.5か月より若干遅くなりました。同様に、権利化までの期間*4も2019年の14.3か月から若干遅い、15.0か月となりました。

*3FA期間は、審査請求から審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間です。

*4権利化までの期間は、審査請求から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの期間です。

2020年度における特許審査の権利化までの期間及びFA期間



出典：特許庁ステータスレポート; 47 頁、2-1-1 図

日本

3. ウィズコロナ／ポストコロナ時代に対応したデジタル化

ITを活用したコミュニケーションが積極的に実施された結果、2021年の特許審査における面接審査1,689件のうち、1,423件はオンラインで実施されました（昨年比40.2%増）。また、審判においては、2021年10月より「オンライン口頭審理」が開始され、10月以降に実施された口頭審理20件のうち、13件がオンラインで実施されました。

特許庁ステータスレポート2022の日本語・英語併記版及び英語版はそれぞれ下記のURLからご覧いただけます。

日本語・英語併記版: <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220330004/20220330004.html>

英語版: <https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/statusreport/2022/index.html>

日本

2022年8月掲載

【日本】民事裁判の手続きIT化-改正民事訴訟法が成立

日本政府は、かねてより民事裁判手続のIT化に取り組んできました。これまでの背景等につきましては、弊所知財トピックス2020年2月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/7660/>

1. 民事裁判手続のIT化に向けた法改正

2022年5月18日、民事裁判手続のIT化に向けた民事訴訟法の改正案が、参議院本会議で可決、成立しました。これにより、民事裁判での手続は、2025年度までに段階的にIT化されることになります。

例えば、従来、裁判所への訴状や準備書面の提出は書面に限られていましたが、オンラインでの手続が可能になり、さらに、弁護士などの代理人にはオンラインでの提出が義務づけられます。

また、口頭弁論を行う際は、ウェブ会議の活用を認めるとともに、証人尋問についても、裁判所や当事者が認めた場合、ウェブ会議を活用することが可能となります。これにより、当事者等が裁判所に出頭する必要がなくなり、負担の軽減が図られます。

2. ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用

法改正に先立ち、民事訴訟法改正の必要なくIT化を進められる事項につきましては、順次IT化が進められています。

例えば、2020年2月14日から、知的財産高等裁判所及び地方裁判所8庁（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）において、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用が開始されており、2022年11月7日からは、全ての高等裁判所本庁・支部において同様の運用が開始される予定です。

3. 民事裁判書類電子提出システム（mints）の導入

mintsは、現行の民事訴訟法第132条の10等に基づき、裁判書類をオンラインで提出するためのシステムです。対象となるのは、準備書面、書証の写し、証拠説明書など、民事訴訟規則第3条1項によりファクシミリで提出することが許容されている書面です。2022年2月15日から、甲府地方裁判所本庁及び大津地方裁判所本庁において、民事裁判書類電子提出システム（mints）の試行運用が始まり、2022年4月21日より本格運用が開始されています。さらに、2022年5月10日より、知的財産高等裁判所と東京地方裁判所、大阪地方裁判所の一部でも試行運用が開始されています。

Mintsの主な機能等の情報につきましては、以下のURLをご参照ください。

<https://www.courts.go.jp/saiban/online/mints/index.html>

日本

2022年9月掲載

【日本】経済安保推進法が成立 特許の非公開化が可能に

経済安全保障推進法（正式名称：「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」）が、2022年5月11日の参院本会議で可決・成立しました。

経済安全保障推進法は①供給網（サプライチェーン）の強化②基幹インフラの安全確保③官民による先端技術開発④特許の非公開の4本柱で構成されています。

ここでは、④特許の非公開についての概略をご説明いたします。

背景

政府は、かねてより、海外で軍事転用される可能性のある技術等、国の安全保障の観点から必要と認められた場合は、その特許出願の非公開化を可能とする法的整備を進めてきました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2022年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11337/>

施行予定

経済安全保障推進法は、公布後2年間で段階的に施行され、特許の非公開につきましては、2024年の施行が予定されています。

手続きの主な流れ

1. 特許庁長官は、「公開されると国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が含まれる特許出願」を内閣総理大臣に送付します。
2. 内閣総理大臣は、必要であると認められる場合はその出願を「保全指定」とし、出願人に通知します。
3. 「保全指定」された出願は、一定期間、出願の取下げ、発明内容の開示、外国への出願等が禁止されます。

尚、「保全指定」される特許出願は、年間数件程度と予想されています。

経済安全保障推進法の全文につきましては以下のURLをご参照ください。

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/pdf/s0802080372080.pdf>

日本

2022年9月掲載

【日本】特許庁の手続きにおいて、委任状の写しの提出が可能になりました

任意代理人の代理権を証明する書面、いわゆる委任状について、委任状の原本に加え、委任状の写しの提出が可能になりました。

1.背景

日本国特許庁（JPO）に対し所定の手続をする者の代理人の代理権は、書面をもって証明をしなければならず、この書面については、原則、原本の提出が必要です。

これについて、「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」の施行により押印が不要となった委任状については、写しの提出も許容するべきであるとの意見がありました。

また、日本以外の主要国特許庁では電子的な方法を含め、委任状の写しの提出が許容されている状況等を踏まえ、行政手続の利便性向上の観点から、代理権を証明する書面のうち、委任状については、その写しの提出も許容されるべく所要の改正がなされました。

2.省令の一部改正

委任状の写しを代理権の証明として許容するための特許法施行規則等の改正については、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の一部として措置されており、この省令の施行（施行日：2022年9月26日）により、委任状の原本に加え、委任状の写しの提出が認められることとなりました。

今後は、委任者と受任者の間で合意し、作成された委任状の写しであることに疑義がない限り、書面で提出された委任状の写しは「真正な代理権を証明する書面」として取り扱われます。ただし、提出された委任状の写しが不鮮明な場合など、必要に応じて原本又は鮮明な委任状の写しの提出を求められることがあります。

なお、PCT国際出願の場合は、国内手続とは運用が異なりますことにご留意ください。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/dairiken_shomei.html

日本

2022年9月掲載

【日本】薬機法改正に伴う関係政令の整備等に関する政令

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が、2022年5月20日に公布・施行されました。

1. 背景

第208回通常国会において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）等の一部を改正する法律」が成立し、緊急時において、新たな医薬品等を迅速に承認するための仕組み（以下「緊急承認制度」という。）が整備されました。「緊急承認制度」では、安全性の確認を前提に、医薬品等の有効性が推定された場合は、条件及び期限付きの「緊急承認」が与えられ、所定の期間内に有効性の確認に必要な資料を提出し、改めて承認申請を行うこととされています。

詳細につきましては、厚生労働省の以下のURLをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179749_00006.html

2. 政令の要点

上記「緊急承認」は、薬機法上の「製造販売の承認」であり、これにより特許発明の実施が可能となることから、この「緊急承認」（下記図中の①）が特許法上の特許発明の実施をするために受けることが必要であった処分に相当し、「緊急承認」を受けた後に改めて行った申請に基づく承認（下記図中の②）は、特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分とならないことが定められました。



（図出典：特許庁ウェブサイト）

政令の詳細につきましては、特許庁の以下のURLをご参照ください。

https://www.ipso.go.jp/system/laws/rule/seireikaisei/tokkyo/iyaku_kaisei_20220520.html

日本

2022年10月掲載

【日本】日本国特許庁、Green Transformation Technologies Inventoryを公表

2022年6月23日、日本国特許庁（JPO）は、グリーン・トランスフォーメーション（GX）に関する特許技術を俯瞰する新たな技術区分表を作成し、それに紐付けられた特許検索式を合わせた「GXTI（Green Transformation Technologies Inventory）」を公表しました。

1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）とは

GXとは、環境に配慮した技術、例えば、次世代型太陽電池やカーボンリサイクルといったグリーン技術を用い、環境問題を解決しながら経済成長を実現する、つまり産業構造や社会経済を変革（トランスフォーメーション）する取り組みです。

2. 背景

日本政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の目標を掲げています。

この目標を、「経済と環境の好循環」につなげつつ達成するために、経済産業省が中心となって、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225012/20201225012.html>

このような社会全体の動きの中、コーポレートガバナンスコード改訂（2021年6月）により、プライム市場に上場する企業は、気候変動関連情報の「開示の質と量を充実すべき」こととなりました。

そこで、JPOは、GXに関する特許技術を俯瞰する新たな技術区分表（GX技術区分表）を作成し、それに紐付けられた特許検索式とを合わせて、GXTIとして公表しました。

GXTIは、GX技術をどのようにカテゴライズするか、そしてカテゴライズされたGX技術に該当する特許文献をどのように検索するかを示すものです。

GXTIは、企業等が、開示すべき気候変動関連情報をエビデンスベースで説明する際に活用できる他、GX技術の特許情報に基づいて分析する際の共通資産になることが期待されています。

3. 今後の予定

JPOは、今後、GX技術区分単位で各国の特許出願動向を概括する調査を行い、その結果を報告書として公表する予定としています。この報告書は、日本及び諸外国のGX技術のシェアや推移を可視化し、また、企業等が、GXTIを用いて特許分析を行う際の参考となることが期待されています。

報告書は2023年4月～5月頃に公表される予定です。また、調査の途中経過についても2022年度中に随時公表される予定です。

詳細につきましては、経済産業省の以下のURLをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220623001/20220623001.html>

日本

2022年10月掲載

【日本】インターネット出願ソフトを利用した予納開始-2023年1月予定

日本国特許庁（JPO）は、「特許印紙」による予納を将来的には廃止し、銀行振込による予納への一本化を計画してきました。

そして、銀行振込による予納が、2021年10月1日より開始されました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2021年10月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10305/>

今般、JPOは、新たな予納手続きとして、インターネット出願ソフトを利用した予納（「電子現金」による予納）の開始を公表しました。

JPOによりますと、インターネット出願ソフトを利用することにより、入金から予納書提出まで、オンラインで手続きが完結するようです。

「電子現金」による予納の開始予定は2023年1月とされており、「電子現金」による予納の開始後、一定期間経過後（2023年度前半）に「特許印紙」による予納は廃止される予定です。

詳細につきましてはJPOの以下のURLをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/yonou_oshirase.html

日本

2022年10月掲載

【日本】日米欧中韓の特許庁（五庁）がSDGs達成に向けた知財の役割を議論

日米欧中韓の特許庁（五庁）は、2022年6月9日、第15回五庁長官会合をテレビ会議形式で開催しました。本会合では、五庁長官がSDGs達成に向けた知財の役割について、意見交換を行いました。

1. SDGsとは

「SDGs（エスディージーズ）」とは、2015年9月に国連が全会一致で採択した「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2030年までに達成すべき17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた、国際的な取り組みです。

2. 日本政府の取組

2016年5月に総理大臣を本部長とした「SDGs推進本部」が設置されました。

SDGsの目標とターゲットのうち、日本として特に注力すべきものとして、以下の8分野を優先課題と定め、その具体的な政策が「SDGsアクションプラン2022」としてまとめられています。

<優先課題8分野>

- ①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- ②健康長寿の達成
- ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦平和と安全・安心社会の実現
- ⑧SDGs実施推進の体制と手段

日本政府の取組の詳細につきましては、経済産業省の以下URLをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/sdgs/index.html

日本

3. SDGs達成に向けた知財の役割

五庁は、SDGsの目標7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）、目標9（産業と技術革新の基盤をつくろう）及び目標17（パートナーシップで目標を達成しよう）に着目し、グローバルな課題に対する知的財産制度の貢献に関して議論しました。

目標7及び目標9を念頭に、クリーンで安価なエネルギーに関する革新的なソリューションと産業界の取組について意見交換し、知的財産制度が発明者にインセンティブを与えること等により、目標の達成に重要な役割を果たしているとの認識を共有しました。

また、目標17に関連して、グローバルな課題の解決及び社会経済成長促進のため、五庁がイノベーションを一層推進していくことに合意しました。

さらに、日本国特許庁からは、気候変動対策技術を俯瞰できる技術区分表である「Green Transformation Technologies Inventory (GXTI)」をまもなく公表する予定であること及びその活用の可能性について説明がなされ、他庁から大きな期待が示されました。

その後、日本国特許庁は、2022年6月23日に「GXTI (Green Transformation Technologies Inventory)」を公表しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220623001/20220623001.html>

第15回五庁長官会合の詳細につきましては、経済産業省の以下URLをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220613001/20220613001.html>

尚、弊所でも、備品補充の際は、エシカル消費（人・社会・環境に配慮した倫理的消費）を念頭に置くなど、できることからSDGsの取組を始めております。

日本

2022年11月掲載

【日本】マルチマルチクレーム制限後の出願状況について

特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令が施行され、2022年4月1日以降の出願について、マルチマルチクレームが含まれている場合は、特許出願では拒絶理由の対象に、実用新案登録出願では基礎的要件違反となることとなりました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2022年2月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11470/>

また、特許法施行規則及び実用新案法施行規則の改正に伴い、審査基準も改訂されました。詳細につきましては、弊所知財トピックス2022年7月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11658/>

1. 出願状況

今般、特許庁（JPO）は、マルチマルチクレーム制限後の出願状況について公表をしました。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html#seigen>

これによりますと、特許出願全体に占めるマルチマルチクレームを含む出願の割合は、マルチマルチクレーム制限前は65%程度であったのに対して、制限後の2022年4月出願分は6.0%、同年5月出願分は4.5%に減少しました。

2. 補正について

出願後にマルチマルチクレームを含むことに気づいた場合は、出願審査請求時又はその前までに自発補正することをお勧めします。

審査段階で、マルチマルチクレームが含まれていると、特許法第36条第6項第4号違反の拒絶理由が通知されます。この拒絶理由を解消するための補正に対して、新たな拒絶理由を通知することが必要になった場合は、最後の拒絶理由通知となり、補正をすることができる範囲が制限されるおそれがあるからです。

日本

2022年11月掲載

【日本】日本国特許庁（JPO）が「特許行政年次報告書2022年版」を公表

知的財産をめぐる国内外の動向と特許庁の取組について、JPOがとりまとめた「特許行政年次報告書2022年版」が公表されました。

1. 構成

「特許行政年次報告書2022年版」は、第1部「グラフで見る主要な統計情報」、第2部「詳細な統計情報」と、特許庁の施策等を紹介する「付録」とで構成されています。

第1部では、主要な統計情報がグラフ形式で示され、着目すべきポイントが解説されています。

第2部では、第1部のグラフの基礎となる統計情報を含む各種統計・資料が、主に表形式で示されています。

2. 2022年版報告書の主なポイント

① 特許出願及び審査請求件数

2021年の特許出願件数は対前年比728件増の289,200件、審査請求件数は対前年比6,342件増の238,557件と、どちらも前年より増加しました。

② 外国人による日本への特許出願件数

2021年の外国人による日本への特許出願件数は、対前年比5,624件増の、合計66,748件となりました。

米国・欧州からの特許出願件数は、2020年まで減少傾向でしたが、2021年には増加に転じました（米国：24,999件、対前年比2,548件増、対合計比37.5%、欧州：20,924件、対前年比1,652件増、対合計比31.3%）。

中国からの特許出願件数は、近年の増加傾向を維持しています（9,369件、対前年比963件増、対合計比14.0%）。

「特許行政年次報告書2022年版」全文につきましては、以下のURLをご参照下さい。

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2022/index.html>

日本

2022年12月掲載

【日本】PCT出願に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案-中小企業支援

今般、日本国特許庁（JPO）より、特許協力条約に基づく国際出願等（PCT出願）に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案が公表されました。

1. 背景

現在、PCT出願時に納付する手数料について、中小企業等への支援措置が取られています。（但し、日本語でされたPCT出願であって、JPOが国際調査又は国際予備審査を行う場合に限られます。）

この支援措置には、JPOの手数料に関する軽減制度（軽減制度）と、WIPO国際事務局の手数料（WIPO手数料）に関する交付金制度（交付金制度）の2つが併存しています。

軽減制度では、手続き時に減額後の額を納付することとなっています。

一方、交付金制度では、一旦全額を納付した後に、所定の手続きをすることにより、WIPO手数料の一部に相当する額が交付されます。

軽減制度及び交付金制度の適用を受けるための適格要件等は同一であるにもかかわらず、手数料の種類によって手続が異なっており、わかりづらい制度となっています。特に、交付金制度では、一旦、WIPO手数料を納付した上で、交付金制度を利用するための手続を別途行わなければならない点で、煩雑なものとなっています。

2. 変更点

このような煩雑さを解消するため、改正案では、国際出願法施行規則が以下の様に改正されます。

① 現在交付金制度が適用されているWIPO手数料について、別途の手続を要しない形で、中小企業等がJPOに納付すべき手数料の額の規定が新設されます（国際出願法施行規則第79条、第81条関係）。

つまり、最初から交付金に相当する額を控除した金額を納付することとなります。

② 今般新たに定める手数料の対象者であることを申告するために必要な書面を願書と同時に提出しなければならない旨を規定するとともに、国際出願法施行規則第84条第1項に規定する軽減申請書を提出した場合には、当該書面の提出を省略することができる旨が併せて規定されます（国際出願法施行規則第84条の2関係）。

つまり、軽減申請書を提出すれば、交付金制度利用のための別途の手続きは不要となります。

3. 今後のスケジュール予定

上記省令案は、2022年10月下旬公布、2024年1月1日（月）施行の予定です。

詳細につきましては、JPOの以下URLをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/220805_kokusai.html

北米

2022年1月掲載

【米国】米国特許商標庁（USPTO）、「AFCP 2.0」の試行期間を延長

USPTOのウェブサイトによりますと、USPTOは、「After Final Consideration Pilot 2.0 (AFCP 2.0)」の試行期間を2022年9月30日まで延長しました。

詳細につきましては、以下のURLをご参照下さい。

https://www.uspto.gov/patents/initiatives/after-final-consideration-pilot-20?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=

AFCP 2.0は、RCEの数を減らすと共に審査官と出願人との協力関係を増大させることにより、出願の係属期間を短縮することを目的として開始されたパイロットプログラムです。

Final Office Actionへの対応で、クレーム範囲を拡大しない補正を行う場合、AFCP 2.0を申請することで、審査官に当該補正を審査する所定時間（3時間）が付与されます。審査官が、この時間を利用して審査を行い、全クレームが特許性を有するものになったと判断された場合、RCEをすることなく当該補正が認められ、特許されます。

詳細につきましては、以下のURLから弊所知財トピックス2018年12月掲載分をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/5738/>

（編集者注：「AFCP 2.0」の試行期間は現在2023年9月30日まで延長されています。）

北米

2022年2月掲載

【米国】USPTO、DOCX形式以外の特許出願に対する料金追加を延期

米国特許商標庁（USPTO）は、2022年1月1日以降に出願される非仮出願（Nonprovisional Application（継続出願を含む））の明細書等をDOCX以外の形式（たとえばPDF形式）で提出した場合、US \$ 400（大企業の場合）の追加料金を課すとしていました。

しかし、今般、USPTOは、追加料金に関する規定（37 CFR 1.16(u)）の発効を2023年1月1日に延期すると公表しました。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/2fd03d1>

USPTOによりますと、この延期により、DOCX形式出願に関する情報システムの更なる検証が可能となるとともに、出願人もDOCX形式出願に向けた調整の時間的猶予を得ることができるとしています。

追加料金に関する規定（37 CFR 1.16(u)）の詳細につきましてはUSPTOの下記ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.federalregister.gov/documents/2021/11/22/2021-25368/setting-and-adjusting-patent-fees-during-fiscal-year-2020>

（編集者注：USPTOは、追加料金に関する規定（37 CFR 1.16(u)）の発効を更に2023年4月3日に延期しました。）

2022年2月掲載

【米国】米国特許商標庁（USPTO）、Track One の年間申請上限件数引き上げ

Track Oneは2011年の米国発明法（AIA）の発効とほぼ同時に導入された特許出願の優先審査プログラム（Prioritized Examination Program）であり、約12ヶ月以内に最終的な審査結果を出すことを目標としています。

Track Oneの開始当初は、年間申請件数が1万件に限定されていましたが、2019年に1万2,000件に引き上げられました。

今般、USPTOはその上限件数をさらに1万5,000件に引き上げる暫定規則を公表しました。USPTOによりますと、Track Oneの需要が増加しており、USPTOの審査官の審査能力に鑑み、年間申請件数を1万5,000件に引き上げても、審査の質を落とすことなくタイムリーに審査することが可能と判断したようです。

Track Oneの申請は、出願時又は継続審査請求時（Request for Continued Examination : RCE）にする必要があります。USPTOの手数料は4,200ドル（小企業等以外の場合）です。

Track Oneの詳細につきましてはUSPTOのウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.uspto.gov/patents/initiatives/usptos-prioritized-patent-examination-program>

北米

2022年4月掲載

【米国】米国特許商標庁（USPTO）、第101条拒絶への応答先延ばしパイロットプログラム開始

USPTOは、特許法第101条（特許適格性）要件違反への応答を先延ばしできるパイロットプログラム（DSMER : Deferred Subject Matter Eligibility Response Pilot Program、以下「DSMERパイロットプログラム」又は「プログラム」）を開始しました。

1.対象となる出願

- ① 通常の特許出願および国際出願の米国国内移行出願（分割出願、継続出願等は対象外）。
- ② 最初の拒絶理由通知に第101条（特許適格性）要件違反に加え、他の拒絶理由、例えば、第102条（新規性）、第103条（自明性）、第112条（明瞭性）要件違反等が挙げられた出願。

2.参加方法

- ① 要件を満たす出願であって、審査官がDSMERパイロットプログラムに参加している場合、最初の拒絶理由通知と同時にプログラムへの参加が可能である旨の通知が届きます。
- ② この通知が届く期間は2022年2月1日～2022年7月30日です。
- ③ プログラムに参加を希望する場合は、拒絶理由通知の応答期間内に、リクエスト・フォーム（PTO/SB/456）とともに、第101条以外の拒絶理由のみに対する応答を提出することができます。
- ④ 一方で、参加を希望しない場合は、通常通り、すべての拒絶理由に対して応答する必要があります。

3.先延ばしできる期間

第101条の拒絶理由への応答は、出願に対して最終処分（特許査定及び最後の拒絶理由通知を含む）がなされるまで、又は他の拒絶理由がすべて解消するまでのいずれか早い方まで先延ばしすることができます。

北米

2021年4月掲載

【米国】2021年の特許取得件数-上位50社発表

米国の特許専門調査会社であるIFI CLAIMSパテントサービスが、2021年の米国特許取得件数上位50社を発表しました。

1位は、29年連続でIBMでした。上位1位～3位は昨年と同様の結果となりました。一方で、昨年6位の台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング・カンパニー（TSMC）が4位に、昨年9位のファーウェイが5位に躍進しました。

1. 企業別ランキング 1位～10位までは、以下の通りです。

順位	会社名（国名）	2021年 件数	2020年 件数	前年比 （%）	前年 順位
1	IBM（米国）	8,682	9,130	-5	1
2	サムスン電子（韓国）	6,366	6,415	-1	2
3	キャノン（日本）	3,021	3,225	-6	3
4	TSMC（台湾）	2,798	2,833	-1	6
5	ファーウェイ（中国）	2,770	2,761	0	9
6	インテル（米国）	2,615	2,867	-9	5
7	アップル（米国）	2,541	2,791	-9	8
8	LG 電子（韓国）	2,487	2,831	-12	7
9	マイクロソフト（米国）	2,418	2,905	-17	4
10	クアルコム（米国）	2,149	2,276	-6	10

日本企業は、上位50位までに14社がランクインしています。

ランキングの詳細はこちらのURLからご覧いただけます。

<https://www.ificlaims.com/rankings-top-50-2021.htm>

2. 2021年のまとめ（2021 Trends and Insights）

IFI CLAIMSパテントサービスによりますと、2021年に米国特許商標庁（USPTO）が発行した特許件数は、前年比7.5%減の327,329件となりました。

北米

主要国別特許取得件数は以下の通りです。

国名	2021 年 件数	2020 年 件数	前年比 (%)
米国	150,801	164,379	-8.3
日本	47,105	52,421	-10.1
韓国	21,264	22,400	-5.1
中国	20,679	18,792	+10.0
ドイツ	14,663	16,222	-9.6
台湾	10,461	11,286	-7.3
フランス	5,561	6,312	-11.9
英国	5,030	5,333	-5.7
スイス	4,492	4,317	+4.1
カナダ	4,294	4,514	-4.9

中国が前年比10.0%増と著しい伸長を見せ、スイスが4.1%増となった他は、上位10ヶ国の実績は軒並み前年比でマイナスとなっており、特にフランス（11.9%減）、日本（10.1%減）と2桁台のマイナスとなりました。

2021 Trends and Insightsの詳細はこちらのURLからご覧いただけます。
<https://www.ificlaims.com/rankings-trends-2021.htm>

北米

2022年4月掲載

【米国】米国特許商標庁（USPTO）、2021年度の年次報告書（Performance and Accountability Report (PAR) Fiscal Year (FY) 2021）を公表

USPTOの年次報告書には、各種のデータが記載されていますが、特許に関しましては、次のデータ等が記載されています。

1. 特許出願件数、ファースト・オフィスアクション（FA）までの期間及び最終処分までの期間

- (1) 2021年度の特許出願（デザイン特許出願、再発行出願、植物特許出願を含む）の件数は、前年比0.4%減の、約65万1千件でした（継続審査請求（RCE）144,941件を含む）。
- (2) 2021年度のFAまでの期間は、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響を受け、前年度から2.1ヶ月長い16.9ヶ月となりました。
- (3) 2021年度最終処分までに要した期間は、前年度と同じ23.3ヶ月となりました。
- (4) 直近5年の特許出願件数、FAまでの期間、最終処分までの期間は以下の通りです。

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
特許出願件数	650,350	647,572	666,843	653,311	650,703*
対前年度比	0.0%	-0.4%	+3.0%	-2.0%	-0.4%
FAまでの期間（月）	16.2	16.3	14.7	14.8	16.9
最終処分までの期間（月）	25.3	24.2	23.8	23.3	23.3

*2021年度の特許出願件数は暫定値です。最終的な件数は2022年度の年次報告書にて公表されます。
本集計において、2021年度とは2020年10月1日から2021年9月30日の期間を指します。

2. 海外出願人の特許出願件数及び登録件数

海外の出願人による特許出願件数及び登録件数については、依然、日本が1位を保っていますがその割合は減少傾向にあります。一方で、中国の出願人による出願及び登録件数は著しく増加しています。
直近4年の上位5ヶ国の特許出願件数及び直近5年の上位5ヶ国の登録件数は以下の通りです。なお、2021年度の各国特許出願件数についてはまだその集計が出ていません。

北米

特許出願件数: 上位 5 ケ国

国名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
1.日本	89,364 (27%)	87,872 (26%)	89,858 (26%)	84,971 (24%)
2.中国	32,127 (10%)	37,788 (11%)	44,285 (13%)	54,378 (15%)
3.韓国	38,026 (11%)	36,645 (11%)	39,065 (11%)	42,291 (12%)
4.ドイツ	32,771 (10%)	32,734 (10%)	32,967 (9%)	31,410 (9%)
5.台湾	19,911 (6%)	20,258 (6%)	21,024 (6%)	21,692 (6%)

特許登録件数: 上位 5 ケ国

国名	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
1.日本	51,741 (29%)	50,012 (28%)	53,172 (27%)	55,899 (27%)	48,909 (25%)
2.中国	14,154 (8%)	16,315 (9%)	20,836 (11%)	26,176 (12%)	29,469 (15%)
3.韓国	22,689 (13%)	22,054 (12%)	22,427 (12%)	24,218 (11%)	23,128 (12%)
4.ドイツ	17,994 (10%)	17,434 (10%)	18,758 (10%)	19,799 (9%)	17,971 (9%)
5.台湾	12,535 (7%)	11,424 (6%)	11,857 (6%)	13,390 (6%)	12,648 (6%)

Performance and Accountability Report Fiscal Year 2021の全文は下のURLからご覧いただけます。

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY21PAR.pdf>

北米

2022年4月掲載

【カナダ】特許規則改正案

2021年7月3日、カナダ政府は、特許規則の改正案を公表しました。改正特許規則は、2022年7月1日までに施行されるものとみられていますが、正式な施行日及びその内容はまだ確定していません。未確定の情報ではありますが、審査請求の時期によっては料金が大きく異なる内容も含まれておりますので、主な内容を以下にお知らせさせていただきます。

1. 超過クレーム料金の導入

審査請求時にクレーム数が20を超えた場合、20を超えたクレーム毎に、\$ 100（カナダドル、以下同じ。Small entitiesの場合は\$ 50）の支払いが必要となります。また、審査請求後、補正によりクレーム数が増えた場合は、登録時の最終手数料（Final Fee）支払時に、未払い分の超過クレーム料金の支払いを求められます。

例えば、審査請求時にクレーム数が25であり、最終手数料支払時にクレーム数が30である場合の超過クレーム料金は以下の通りです

審査請求時：	$(25-20) \times \$ 100 = \$ 500$
最終手数料支払時：	$(30-25) \times \$ 100 = \$ 500$
合計：	\$ 1,000

但し、改正特許規則の施行前に審査請求された出願には、超過クレーム料金は適用されません。

2. RCE制度の導入

改正特許規則では、審査請求後に発行される審査報告書（Examination Report）の回数が3回までに限定されます。3度目の審査報告書受領後、審査の続行を希望する場合は、その応答時に、手数料（\$ 816; Small entitiesの場合は\$408）を支払い、RCE（Request for Continued Examination : 継続審査請求）をすることができます。1回のRCEで、審査報告書を2回まで受領することができ、さらに必要であれば、RCEを繰り返すことができます。

但し、改正特許規則の施行前に審査請求された出願には、RCEは利用できません。

3. 条件付許可通知書（Conditional Notice of Allowance : CNOA）の導入

軽微な形式的瑕疵を解消すれば特許できる場合には、CNOAが発行されます。CNOAへの応答の際に、指摘された瑕疵を解消する補正書等を提出し、最終手数料を支払うと、許可に進みます。

4. 配列表

配列表の形式は、新しい国際基準であるWIPO標準ST.26に準拠することが求められます。

特許規則改正案の全文には以下のURLからアクセスできます。

<https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-07-03/html/reg3-eng.html>

北米

2022年5月掲載

【米国】USPTO、DOCX形式出願移行に新たなオプションを公表

米国特許商標庁（USPTO）は、2023年1月1日以降に出願される非仮出願（Nonprovisional Application（継続出願を含む））の明細書等（図面を除く）をDOCX以外の形式（たとえばPDF形式）で提出した場合、US \$ 400（大企業の場合）の追加料金を課すとしています。但し、PCT出願の米国移行出願は対象とされていません。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2022年2月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11093/>

今般、USPTOは、DOCX形式出願への移行をスムーズに行うため、2022年12月31日までを暫定期間と定め、DOCX形式で出願された明細書等に任意でPDF形式の明細書等をバックアップとして添付することを認めると公表しました。添付されたPDF形式の明細書等は、USPTOがDOCX形式からPDF形式に変換する際に生じた文字化け等のエラーを訂正する際のサポートとなります。

尚、PDF形式の明細書等の添付についてはUSPTOの追加料金はかかりません。

USPTOは、必要に応じて暫定期間延長の可否を決定するとしています。

詳細につきましては、以下のURLからFederal Registerをご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/04/28/2022-09027/filing-patent-applications-in-docx-format>

（編集者注：USPTOは、追加料金に関する規定（37 CFR 1.16(u)）の発効を更に2023年4月3日に延期しました。）

北米

2022年6月掲載

【米国】米国特許商標庁（USPTO）、新検索ツール“Patent Public Search”を公表

Patent Public Searchは特許出願等の検索が可能なクラウドベースの無料検索ツールです。Patent Public Searchは、審査官が先行技術調査に用いる高機能ツールであるPatents End-to-End (PE2E) をベースとし、2022年9月に廃止予定の4つの既存ツールの機能を組み合わせています。

4つの既存ツールとは、① Public-Examiner's Automated Search Tool (PubEAST), ② Public-Web-based Examiner's Search Tool (PubWEST), ③ Patent Full-Text and Image Database (PatFT), ④ Patent Application Full-Text and Image Database (AppFT) です。

これまで、PubEASTやPubWESTへのアクセスは、USPTOの施設内でのみ可能でした。Patent Public Searchにより、全ユーザーに対して、USPTOの施設に出向くことなく、インターネットを介した高度な特許検索が可能となりました。

詳細につきましては、USPTOの以下URLをご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-patent-public-search-tool-and-webpage>

北米

2022年6月掲載

【カナダ】特許規則改正-2022年10月3日施行予定

カナダの特許規則改正につき、2021年7月3日に改正案が公表されて以来、施行日及び正式な内容の確定が待たれていました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2022年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11636/>

今般、その施行日及び正式な内容が公表されました。

1. 施行日

配列表の形式に関する事項（WIPO標準ST.26に準拠）については、2022年7月1日に施行されました。その他の事項、例えば、超過クレーム料金の導入やRCE制度の導入等につきましては2022年10月3日に施行されます。

2. 内容

1) 超過クレーム料金

超過クレーム料金につきまして、改正案と最終決定された改正規則では以下の点が異なっております。

改正案では、審査請求時にクレーム数が20を超えた場合、20を超えたクレーム毎に、100 C\$（カナダドル）の支払いが必要となり、審査請求後、補正によりクレーム数が増えた場合は、登録時の最終手数料（Final Fee）支払時に、Notice of Allowance発行時のクレーム数を規準として、未払い分の超過クレーム料金の支払いが求められるとされていました。

一方で、最終決定された改正規則では、超過クレーム料金は審査請求からNotice of Allowance発行時までの最大クレーム数を規準として請求されます。

北米

例えば、審査請求時のクレーム数が25であったものが、審査段階で一旦32となり、Notice of Allowance発行時に30であった場合の超過クレーム料金及び支払いのタイミングは以下の通りです。

	クレーム数	超過クレーム料金支払いの可否と金額
審査請求時	25	支払い要：(25-20) x 100 C\$ = 500 C\$
最初の審査報告書受領後の補正時	32	支払い不要
2回目の審査報告書受領後の補正時	30	支払い不要
Notice of Allowance発行時	30	支払い不要
最終手数料支払時	30	支払い要：(32-25) x 100 C\$ = 700 C\$

上記の通り、超過クレーム料金の合計金額は、審査係属中で最も多いクレーム数である32から20を差し引いた12に100 C\$を掛けた、1,200 C\$となります。

尚、マルチクレームは1クレームとカウントされ、マルチクレームの追加料金はありません。

但し、2022年9月30日までに審査請求された出願については、超過クレーム料金の適用はありません。

2) RCE制度の導入

改正案に示されていた通り、3度目の審査報告書受領後、審査の続行を希望する場合は、その応答時に、手数料（816 C\$）を支払い、RCE（Request for Continued Examination：継続審査請求）をすることができます。

但し、2022年9月30日までに審査請求された出願については、RCEは利用できません。

3) 条件付許可通知書（Conditional Notice of Allowance：CNOA）の導入

軽微な形式的瑕疵を解消すれば特許できる場合には、CNOAが発行されます。CNOAへの応答の際に、指摘された瑕疵を解消する補正書等を提出し、最終手数料を支払うと、許可に進みます。

北米

2022年12月掲載

【米国】USPTO、医薬品特許に関する開示義務および合理的な確認義務を明確化

2022年7月29日、米国特許商標庁（USPTO）は、「審査、再審査、再発行、および審判手続における開示および合理的な確認義務 “Duties of Disclosure and Reasonable Inquiry During Examination, Reexamination, and Reissue, and for Proceedings Before the Patent Trial and Appeal Board”」と題する通知を官報に掲載しました。

この通知は、USPTOや他の連邦機関への提出書面において、出願人等による、不適切で矛盾する記載を減らすことを目的としています。

1. 開示義務

具体的には、出願人、発明者、代理人等の手続き当事者は、クレームされた発明の特許性について、他の政府機関（例えば、米国食品医薬品局：FDA）への提出物と矛盾する立場を取るべきではなく、これまでにUSPTOに提出した書面等に誤った記載や、他の政府機関に提出した書面と矛盾した記載があると気付いた場合は、速やかに訂正しなければなりません。

速やかに訂正しなかった場合、虚偽（fraud）、不公正な行為（inequitable conduct）等とみなされ、関連する特許クレームが無効になる可能性もあります。

また、審査官は、特許性に関して必ずしも重要ではない情報でも、審査等に役立つとの合理的根拠がある場合は、FDAなどの他の政府機関に提出された書面等の提出を求めることができます。

2. 合理的な確認義務

また、手続き当事者は、その状況に応じて、合理的な確認を行う義務があります。具体的には、FDAを含む他の政府機関に提出、又は他の政府機関から受領した書面等をチェックし、USPTOに係属中の案件の特許性に重要な影響を与える情報が含まれているか否かを確認する必要があります。そして、重要な情報が含まれる場合、その情報をIDS（情報開示陳述書）として、USPTOに提出する義務を負います。

確認すべき書面の一例として、以下が挙げられますがこれらに限定されません。

- ・ FDA またはその他の政府機関に提出された先行技術情報。例えば、治験用新薬申請（IND）、新薬申請（NDA）、生物製剤ライセンス申請（BLA）等 に含まれた先行技術情報。
- ・ 後発薬メーカーがFDAに簡略新薬承認申請（ANDA）する際に提出されるパラグラフIV証明書（特許権者にも通知されます）に記載された情報や文献。
- ・ 特許出願人が行った、市場調査、マーケティング、商品化活動等に関連する文献。

詳細につきましては連邦官報（Federal Register）の下記URLをご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/07/29/2022-16299/duties-of-disclosure-and-reasonable-inquiry-during-examination-reexamination-and-reissue-and-for>

欧州

2022年1月掲載

【欧州】オーストリアがPAP議定書（UPCAの暫定適用に関する議定書）を批准

2022年1月18日、オーストリアが、統一特許裁判所協定（Unified Patent Court Agreement; UPCA）の暫定適用に関する議定書（Protocol on the Provisional Application of UPC Agreement; PAP議定書）を批准し、2022年1月19日にPAP議定書が発効しました。
これにより、UPCAの「暫定適用期間」が開始しました。

1.背景

2021年9月27日に、ドイツがPAP議定書を批准し、2021年10月15日にはスロベニアが12か国目の批准国として、PAP議定書を批准しました。PAP議定書の発効には13か国の批准が必要とされており、13か国目の批准国として、オーストリアの批准が待たれていました。

2.欧州単一効特許とは

欧州単一効特許（European Patent with Unitary Effect;通称Unitary Patent）とは、欧州特許庁（EPO）により付与される欧州特許であり、特許が付与される時点でUPCAを批准しているすべての国（現在24か国の予定）で有効な単一効特許です。

3.暫定適用期間とは

「暫定適用期間」とは、統一特許裁判所の裁判官の採用やITシステムのテスト等、UPCAの本格運用開始に向けた最終的な準備が行われる期間であり、約8か月の予定とされていますが、実際はもう少し延びると予想されます。

欧州

2022年2月掲載

【欧州】欧州特許庁（EPO）手数料値上げ-2022年4月1日より

EPOは、2022年4月1日より手数料を改定する旨公表しました。あらゆる項目で値上げが予定されており、値上げ率は平均で約2.5%（維持年金は約3%）となります。今回の値上げは、2022年4月1日以降の支払いに適用されます。

主な改定項目は以下の通りです。

分割出願料

分割出願	改定前 (1-0)	改定後 (1-0)
第二世代	220	225
第三世代	440	455
第四世代	660	680
第五世代～	885	910

維持年金

	改定前 (1-0)	改定後 (1-0)
3年度	490	505
4年度	610	630
5年度	855	880
6年度	1090	1125
7年度	1210	1245
8年度	1330	1370
9年度	1450	1495
10年度以降	1640	1690

審査請求料

	改定前 (1-0)	改定後 (1-0)
出願日が2005年7月1日より前の出願	1900	1955
出願日が2005年7月1日以降の出願	1700	1750

詳細は下記のURL（EPOホームページ）をご参照下さい。

https://www.epo.org/modules/epoweb/acdocument/epoweb2/550/en/CA-D_13-21_en.pdf

欧州

2022年5月掲載

【欧州】欧州特許庁（EPO）、欧州単一効特許の早期取得のための経過措置を公表

※本記事掲載後にタイムスケジュールが変更されました。最新情報については第62頁をご参照ください。

2022年1月19日より欧州統一特許裁判所協定（UPCA）の暫定適用期間が開始し、2022年10月から数か月以内に、UPCAが発効する見込みです。

詳しくは、弊所知財トピックス2022年1月掲載分をご参照ください。

<https://www.saequsa-pat.co.jp/topics/11254/>

UPCAはドイツがUPCA批准書を寄託してから4か月目の初日に発効するとみられています。そこで、EPOは、出願人が早期に欧州単一効特許（以下、「単一特許」）を取得できるための経過措置を公表しました。

1. 単一特許の早期申請

ドイツの批准書寄託後、UPCA発効前に、EPOは単一特許の早期申請を受付ける予定です。早期申請の対象となるのはEPC規則71(3)の通知（特許付与予告通知）がなされた欧州特許出願です。早期申請することにより、UPCA発効後即時に単一特許の取得が可能となります。

2. 特許付与予告通知の公報掲載を遅らせる請求

また、EPOは、特許付与予告通知の公報掲載を遅らせる請求を受付ける予定です。特許付与予告通知の公報掲載を、UPCA発効日以降に繰り延べることにより、単一特許としての登録が可能となります。この請求の対象となるのは、EPC規則71(3)の通知を受領後、テキスト承認が未完了の欧州特許出願です。

詳細につきましては、下記URL（EPOのホームページ）をご参照ください。

<https://www.epo.org/law-practice/unitary/unitary-patent/transitional-arrangements-for-early-uptake.html>

欧州

2022年月6掲載

【欧州】欧州特許庁（EPO）、審査ガイドライン（Guidelines for Examination）を改訂

2022年3月1日付けで、EPO改訂審査ガイドラインが施行されました。前回同様、今回の改訂でも、Part A～Hのすべてが改訂の対象となっています。

今回の改訂では、拡大審判部審決G 1/19（コンピュータ利用のシミュレーション自体が技術的課題を解決し得る旨）を反映した内容が追加されています（G-II, 3.3.2; G-VII, 5.4.1）。その他の主な改訂事項は以下の通りです。

1.明細書の補正（F-IV, 4.3）

2021年版の審査ガイドラインでは、「クレームの補正により、独立クレームに包含されなくなった実施形態は明細書から削除しなければならない。但し、当該実施形態が補正後のクレームのある側面を際立たせるのに有用であると合理的に認められる場合はこの限りでない」とされていました。

今回の改訂では、この基準が緩和され「補正により独立クレームの主題と整合しなくなった実施形態は明細書から削除、又は保護を求める主題に該当しない旨を明記しなければならない」となりました。

改訂審査ガイドラインには、クレームの主題と整合しないと判断される場合の具体例が示されています。

2.優先権の譲渡（A-III, 6.1）

優先権を有していない出願人が、優先権主張を伴う欧州特許（EP）を出願する場合は、欧州特許出願の日前に優先権の譲渡を受けなければ、優先権の利益を享受できません。

今回の改訂では、先の出願の出願人が複数の場合、その全員から優先権の譲渡を受けていなければならないことが明記されました。

3.部分優先（F-VI, 1.5）

部分優先権の認定基準について、拡大審判部審決G1/15を取り入れた内容にアップデートされました。いわゆる「包括的ORクレーム（generic-OR claim）」の優先権認定のステップについての具体例が示されています。

拡大審判部審決G1/15の詳細につきましては弊所知財トピックス2017年1月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/3712/>

改訂審査ガイドラインの全文は、以下のURLからご覧いただけます。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines.html>

また、変更点のリストは以下のURLからご覧いただけます。

[https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/F7A1ECEC45FBC83AC12587D7005D968C/\\$File/epo_guidelines_for_examination_2022_list_of_amendments_draft_en.pdf](https://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/F7A1ECEC45FBC83AC12587D7005D968C/$File/epo_guidelines_for_examination_2022_list_of_amendments_draft_en.pdf)

欧州

2022年月6掲載

【欧州】ドイツPCT国内移行期限が31か月に延長-2022年5月1日より

2021年8月17日、ドイツ連邦政府は、特許法等を改正するための法律（Second Act to Simplify and Modernize Patent Law）を公布しました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2021年9月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10231/>

改正事項の1つである、PCT出願のドイツ国内移行期限（現行法では、優先日（出願日）から30か月）の延長についての施行日は2022年5月1日です。従いまして、2022年4月30日の時点で30か月の移行期間を満了していないPCT出願であって、2022年5月1日以降にドイツに国内移行するPCT出願の移行期限は、優先日（出願日）から31か月となりました。

欧州

2022年月7掲載

【欧州】異議部のビデオ会議による口頭審理の試験的施行、 2022年12月31日まで延長

2022年4月6日、欧州特許庁（EPO）は、異議部のビデオ会議による口頭審理の試験的施行期間を2022年12月31日まで延長すると公表しました。

<https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220406.html>

当初、試験的施行期間は2022年5月31日までとされていましたが、ユーザーから好評であることや、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行がまだ進行中であること等により、2022年12月31日まで延長されることになりました。

口頭審理において、ビデオ会議が利用できない重大な理由がある場合には、口頭審理が2022年12月31日まで延期されます。この場合、重大な理由の適否が、公平性を担保すべく専門委員によって厳密に審査されます。

これまでのユーザーからのフィードバックに基づき、以下の改善がなされ、ビデオ会議の利便性がさらに高まることが期待されています。

1. 代理人等がフリップ・チャートのように論点を図示できるようにするため、ビデオ会議ツール（Zoom）にデジタルホワイトボードの機能が追加されます。
2. 事前に要望した当事者に限り、EPOの公用語（英語・フランス語・ドイツ語）以外の言語への通訳音声チャンネルが利用できるようになります。
3. 一方当事者のみに限定した形で、相手方当事者に聞かれないよう通話できる機能（Zoomのブレイクアウトルーム機能）が利用できるようになります。

欧州

2022年月7掲載

【欧州】欧州特許庁（EPO）、2021年の年次統計（Patent Index）を公表

EPOが2021年のPatent Indexを公表しました。

<https://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/statistics/2021.html>

1. 出願件数

(1) EPOが実際に審査を行なう、欧州特許出願（European Patent Application）の件数は、2020年の新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響から大幅に回復し、過去最高の188,600件（前年比4.5%増）となりました。

（注：本記事において、欧州特許出願の件数は、PCTルートではなく直接EPOに出願されたもの（73,530件）と、EPOへの広域段階移行手続がなされたPCT出願（115,070件）との合計を表わします。）

(2) 出願人の国・地域別件数

出願人を地域別に見てみますと、EPO加盟国からの出願が全体の44%を占め、次いで米国が25%、アジア（日本：11%、中国：9%、韓国：5%）が25%を占めています。中国出願人による出願件数が大幅に増加した一方、日本出願人による出願件数は前年比1.2%減と、僅かに減少しました。

出願人国籍別に見た場合、出願件数が多い上位10ヶ国は下表の通りでした。

国名	出願件数	前年比
1. 米国	46,533	+5.2%
2. ドイツ	25,969	+0.3%
3. 日本	21,681	-1.2%
4. 中国	16,665	+24.0%
5. フランス	10,537	-0.7%
6. 韓国	9,394	+3.4%
7. スイス	8,442	+3.9%
8. オランダ	6,581	+3.1%
9. 英国	5,627	-1.2%
10. スウェーデン	4,954	+12.0%

欧州

(3) 技術分野別出願件数

技術分野別に見た場合、出願件数が多い上位5位は：

- 1位 デジタル通信（15,400 件、前年比 +9.4%）；
- 2位 医療機器（15,321 件、前年比 +0.8%）；
- 3位 コンピューターテクノロジー（14,671 件、前年比 +9.7%）；
- 4位 電気機械・電気装置・電気エネルギー（12,054 件、前年比 +5.7%）；及び
- 5位 運輸（9,399 件、前年比 +4.5%）

でした。

(4) 企業別出願件数

企業別出願件数の上位10社は、下表の通りです。

企業名	出願件数	国/地域名
1. HUAWEI（ファーウェイ）	3,544	中国
2. SAMSUNG（サムスン）	3,439	韓国
3. LG（エルジー）	2,422	韓国
4. ERICSSON（エリクソン）	1,884	EPO加盟国
5. SIEMENS（シーメンス）	1,720	EPO加盟国
6. RAYTHEON TECHNOLOGIES （レイセオン・テクノロジーズ）	1,623	米国
7. QUALCOMM（クアルコム）	1,534	米国
8. SONY（ソニー）	1,465	日本
9. ROYAL PHILIPS（フィリップス）	1,311	EPO加盟国
10. ROBERT BOSCH（ロバート・ボッシュ）	1,289	EPO加盟国

欧州

2. 特許付与件数

2021年にEPOが付与した特許の件数は、108,799件（前年比18.6%減）となりました。EPOによりますと、近年の審査遅延解消・審査迅速化の結果として、2021年の特許付与件数が大きく減少したようです。

2021年に日本出願人にEPOから付与された特許の件数は、15,395件（前年比23.9%減）となり、2020年の2位から3位に後退しました。一方で、中国は2020年の6位から4位に躍進しました。

特許付与件数の上位10ヶ国は下表の通りです。

国名	特許付与件数	前年比
1. 米国	27,424	-19.7%
2. ドイツ	16,507	-17.7%
3. 日本	15,395	-23.9%
4. 中国	6,864	±0%
5. フランス	6,794	-19.1%
6. 韓国	5,806	-17.6%
7. スイス	3,918	-20.0%
8. 英国	3,206	-19.9%
9. イタリア	3,199	-16.1%
10. オランダ	2,931	-26.0%

3. 生産性向上

審査請求から最終処分に要した期間は平均23.0か月（2020年は23.7月）に短縮されました。一方で、異議申立から異議決定までに要した期間は、平均19.3か月（2020年は15.4か月）と、若干長くなりました。

欧州

2022年8月掲載

【欧州】モンテネグロ、39番目の欧州特許条約（EPC）の加盟国に

2022年7月15日、モンテネグロ（ME）がEPCの批准書を寄託し、39番目のEPC加盟国となりました。批准書は、2022年10月1日に発効しますので、2022年10月1日以降に出願された欧州特許出願及び国際出願（PCT出願）は、自動的にモンテネグロの指定を含みます。

EPC加盟国拡大は、2010年10月1日のセルビア以来、12年ぶりとなります。

詳細につきましては、以下の欧州特許庁（EPO）のURLをご参照ください。

https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220727.html?mtm_campaign=epo-newsletter&mtm_source=EPO&mtm_keyword=epo-newsletter-15&mtm_medium=newsletter&mtm_content=general&mtm_group=email

2022年10月掲載

【欧州】欧州統一特許裁判所（UPC）が2023年4月1日から始動する見込み

※本記事掲載後にタイムスケジュールが変更されました。最新情報については第62頁をご参照ください。

2022年10月6日、欧州統一特許裁判所（UPC）準備委員会が、UPC始動に向けた今後の行程表を公表しました（<https://www.unified-patent-court.org/news/latest-state-play-view-launch-unified-patent-court>）。

今回公表された行程表（https://www.unified-patent-court.org/sites/default/files/upc_-_exco_-_upc_external_roadmap-v0.9_edit.pdf）によりますと、UPC協定は2023年4月1日に発効し、同日よりUPCが始動し、事件の受理を開始する予定です。但し、準備委員会によりますと、上記行程表はあくまで現時点での予定であり、変更の可能性もあるとのことでした。

予定通りに進めば、ドイツの批准は12月中と予測され、2023年1月1日よりいわゆる「サンライズ期間」が開始し、欧州特許及び欧州特許出願のオプトアウトが可能となる見込みです。

欧州

2022年10月掲載

【欧州】欧州特許庁（EPO）2021年度の年次レビューを公表

欧州特許庁（EPO）は、2022年6月29日に、2021年次レビュー（Annual Review 2021）を公表しました。
<https://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/annual-report/2021.html>

2021年次レビューでは、EPOの「戦略計画2023」の5つの目標それぞれの成果が紹介されている他、品質レポート、環境維持レポート、ITレポート等、主要分野の詳細な活動報告が付属レポートとして掲載されています。

「戦略計画2023」とは、2019年6月に採択された4か年計画であり、以下の5つの目標を掲げています。

目標1「熱意に満ち、知識が豊富で、かつ協力的な組織の構築」

目標2「ITシステムの簡素化及び近代化」

目標3「高品質の成果物及びサービスの効率的な提供」

目標4「グローバルな影響力を有する欧州特許システム及びネットワークの構築」

目標5「長期的な持続可能性の確保」

2021年次レビューによりますと、コロナ禍にもかかわらず、EPOは「戦略計画2023」を推し進め、開始からわずか2年半後の2021年末時点で4か年計画の約71%がすでに完了しています。

その成果の内、特筆すべき事項を、以下にまとめました。

目標2：「ITシステムの簡素化及び近代化」に関して

2021年末までに、審査官と方式担当者等とのやりとりのためのインターフェースである特許ワークベンチ（Patent Workbench）プラットフォームが、特許手続きワークフローの99%以上をカバーするに至りました。

また、WebベースのオンラインサービスであるMyEPOポートフォリオの試行運用が開始されました。MyEPOポートフォリオの利用により、出願人等は、オンラインで、出願ポートフォリオをチェックし、必要な手続き等を行うことができます。

欧州

目標3：「高品質の成果物及びサービスの効率的な提供」に関して

EPOは、高品質の成果物を提供するため、幅広いユーザーとコミュニケーションを図り、ユーザーからのフィードバックに応えるように努めてきました。

また、デジタル化について、いくつかの改善が見られました。

例えば、2021年7月、EPOは、庁内のAIベース事前分類（pre-classification）エンジンを構築し、2021年の後半には、50,000件以上の欧州特許出願およびPCT出願を審査官に割り当てる際に、このエンジンが利用されるようになりました。

また、デジタル化により、ビデオ会議による口頭審理（VICO）が可能となり、現在、審査及び異議申立における口頭審理は原則として、ビデオ会議により行われています。EPOは、2021年9月1日から30日の1か月間、異議申立におけるVICOについてのユーザー調査を行いました。調査の結果、700人の回答者の約3分の2は、VICOの提供について「良い」または「非常に良い」と評価しました。

審査・審判等の主要な業務成果に関して

審査・審判等の主要な業務成果につきましては、弊所知財トピックス2022年7月掲載分（2021年の年次統計（Patent Index））をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11670/>

欧州

2022年11月掲載

【欧州】欧州特許庁（EPO）、単一特許の早期申請等の受付けを2023年1月1日より開始

※本記事掲載後にタイムスケジュールが変更されました。最新情報については第62頁をご参照ください。

統一特許裁判所（UPC）準備委員会の公表によりますと、UPC協定は2023年4月1日に発効し、同日よりUPCが始動し、事件の受理を開始する予定です。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2022年10月号の記事をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/12415/>

2022年11月14日、EPOは単一特許の早期申請及び特許付与決定の公報掲載を遅らせる請求の受付けを2023年1月1日より開始する旨公表しました。

1.単一特許の早期申請

早期申請することにより、UPC協定発効後即時に単一特許の取得が可能となります。

早期申請の対象となるのはEPC規則71条(3)の通知（特許付与予告通知）がなされた欧州特許出願です。なお、単一特許取得のためには、対象となる欧州特許出願についてUPC協定発効日またはそれ以後に特許付与決定（グラント）がなされる必要があるため、現時点で特許付与予告通知発行から一定期間が経過している欧州特許出願については対象とならない可能性があります。その場合は、以下の「特許付与決定の公報掲載遅延請求」を行うことにより単一特許の取得が可能となります。

2.特許付与決定の公報掲載遅延請求

対象となる欧州特許出願についての特許付与決定がUPC協定発効日の前になされる場合であっても、特許付与決定の公報掲載を、UPC協定発効日以降に遅らせる請求を行うことにより、単一特許の取得が可能となります。この請求は、出願人がEPC規則71条(3)の通知を受領しているものの、テキストをまだ承認していない場合に限り可能です。

詳細につきましては、下記URL（EPOのホームページ）をご参照ください。

<https://www.epo.org/news-events/news/2022/20221114.html>

欧州

2022年12月掲載

【欧州】統一特許裁判所（UPC）、サンライズ期間の開始を2か月延期

2022年12月5日、統一特許裁判所（UPC）準備委員会が、サンライズ期間の開始を2か月延期すると公表しました（<https://www.unified-patent-court.org/en/news/adjustment-timeline-start-sunrise-period-1-march-2023>）。

2022年10月6日に公表された行程表では、2023年1月1日にサンライズ期間が開始し、2023年4月1日にUPC協定が発効する予定となっていました。

今回の公表では、2023年3月1日にサンライズ期間が開始し、2023年6月1日にUPC協定が発効する予定となっています。

準備委員会の公表によりますと、ユーザーからのオプトアウト申請等をオンラインで受け付けるためシステム（Case Management System）へのアクセスに必要となる、クライアント認証手段（ハードデバイス）と適格な電子署名等を準備するためには更に時間が必要になると判断したため、今回の延期に至ったとのことです。なお、他のすべての準備作業は予定通り進捗しているため、UPCの開始時期が2023年6月1日よりさらに遅れることはないだろうとのことです。

WIPO

2022年3月掲載

【ジャマイカ】特許協力条約（PCT）に加入、154番目の締約国

ジャマイカ（JM）は、2021年11月10日にPCTの加入書を世界知的所有権機関（WIPO）に寄託し、154番目のPCT締約国となりました。

加入書は寄託から3ヶ月後に発効しますので、2022年2月10日以降に出願された国際出願は、自動的にジャマイカの指定を含みます。また、ジャマイカは、PCTの第II章にも拘束されますので、2022年2月10日以降に出願された国際出願について提出された国際予備審査請求は、自動的にジャマイカの選択を含みます。

2022年3月掲載

【WIPO】2020年世界の特許出願件数は昨年の1.6%増

世界知的所有権機関（WIPO）は、年次報告書「世界知的財産指標レポート（World Intellectual Property Indicators Report）」を公開し、2020年の世界の特許出願件数は2019年の3,226,100件を上回る3,276,700件（約1.6%増）であったことを公表しました。

2019年は中国国内の出願件数が約10.8%減少したことから、世界全体の出願件数が対前年比で3.0%減となりましたが、2020年は中国の出願件数が再び上昇に転じ、2位の米国の約2.5倍となりました。

特許庁別受理件数の第1～5位は、中国（CNIPA：1,497,159件、前年比約6.9%増）、米国（USPTO：597,172件、前年比約3.9%減）、日本（JPO：288,472件、前年比約6.3%減）、韓国（KIPO：226,759件、前年比約3.6%増）、欧州特許庁（EPO：約180,346万件、前年比約0.6%減）でした。これら五庁で世界総計の85.1%を占めています。

地域別では、全世界の出願件数に占めるアジアの割合は66.6%になりました。

北米は19.3%、欧州は10.9%、アフリカ、中南米・カリブ諸国及びオセアニアの合計は3.2%でした。

2020年の統計では、世界の有効な特許件数は、前年比約5.9%増の約1,590万件と推定されています。有効特許保有件数の上位国は、米国（約330万件）、中国（約310万件）、日本（約200万件）、韓国（約110万件）、ドイツ（約80万件）でした。中国の伸びは目覚ましく、前年比約14.5%増を記録しました。ドイツ（前年比約8.1%増）、米国（前年比約6.9%前年比約）、韓国（前年比約4.6%増）も増加となった一方、日本は前年比約0.7%減となりました。

「世界知的財産指標レポート」の詳細につきましては以下のWIPOのウェブサイトをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2021/article_0011.html

WIPO

2022年5月掲載

【イラク】特許協力条約（PCT）に加入、155番目の締約国

イラク共和国（IQ）は、2022年1月31日に、PCTへの加入書を世界知的所有権機関（WIPO）に寄託し、155番目のPCT締約国となりました。

PCTは加入書の寄託から3ヶ月後に発効しますので、2022年4月30日以降に出願された国際出願は、自動的にイラクの指定を含みます。イラクは、PCTの第II章にも拘束されますので、2022年4月30日以降に出願された国際出願について提出された国際予備審査請求は、自動的にイラクの選択を含みます。

イラクの国民及び居住者は、2022年4月30日から国際出願をすることができます。

2022年5月掲載

【カーボベルデ】特許協力条約（PCT）に加入、156番目の締約国

カーボベルデ共和国（CV）は、2022年4月6日に、PCTへの加入書を世界知的所有権機関（WIPO）に寄託し、156番目のPCT締約国となりました。

また、カーボベルデは、同日、工業所有権の保護に関するパリ条約（パリ条約）の加入書もWIPOに寄託しました。これにより、パリ条約の締約国は179ヶ国となりました。

パリ条約及びPCTは加入書の寄託から3ヶ月後に発効しますので、カーボベルデは2022年7月6日よりパリ条約に拘束され、また、2022年7月6日以降に出願された国際出願は、自動的にカーボベルデの指定を含みます。

また、カーボベルデの国民及び居住者は、2022年7月6日から国際出願をすることができます。

WIPO

2022年5月掲載

【WIPO】2021年のPCT国際出願件数を発表-前年比0.9%増

世界知的所有権機関（WIPO）の発表によりますと、2021年のPCT国際出願件数は、2020年比で0.9%増の約277,500件（暫定値。以下同様。）となり、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中にありながらも、過去最高を記録しました。

2021年における上位10ヶ国の出願件数、全世界の出願件数に対するシェア及び2020年比は、以下の通りです。上位10ヶ国からの出願で、世界全体の88.1%を占めました。

	国名	出願件数	全世界の出願件数に対するシェア	2020年比
1	中国	69,540	25.1%	+0.9%
2	米国	59,570	21.5%	+1.9%
3	日本	50,260	18.1%	-0.6%
4	韓国	20,678	7.5%	+3.2%
5	ドイツ	17,322	6.2%	-6.4%
6	フランス	7,380	2.7%	-5.2%
7	英国	5,841	2.1%	-0.8%
8	スイス	5,386	1.9%	+5.2%
9	スウェーデン	4,453	1.6%	+2.3%
10	オランダ	4,123	1.5%	+3.2%

アジアからの出願件数が全体の54.1 %を占めており、10年前の38.5 %から飛躍的に増加しています。

出願人別にみえますと、中国のファーウェイ社（6,952 件）が5年連続トップとなり、出願上位10 社のうち、アジアの出願人が8社を占めています（日本:3社、中国:3 社、韓国:2 社）。さらに、出願上位50社のうち、13社が中国企業となりました。

公開されたPCT国際出願の技術分野別の出願件数の1～5位及びその占有率は、コンピュータ技術（26,092件、9.9%）、デジタル通信（23,603件、9.0%）、医療技術（18,552、7.1%）、電気機械（18,224件、6.9%）、測量（12,152件、4.6%）でした。

詳しい資料につきましては、以下のWIPOのウェブサイトから入手いただけます。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0002.html

アジア

2022年1月掲載

【韓国】審査猶予制度のご紹介

権利化の必要性に対する判断に時間を要する場合に利用できる制度として、韓国では審査猶予制度があります。審査猶予制度を利用されますと、審査着手時期を出願日から最長5年まで遅らせることができます。

1. 概要

出願人は、審査請求日から24ヶ月以降であって、出願日から5年以内の期間内で、希望する審査着手時点を指定することができます（審査猶予申請）。特許庁はその希望審査着手時点から3ヶ月以内に審査を着手します。

2. 手続等

審査猶予申請は、出願人のみが可能です。

但し、分割出願や変更出願では申請できません。

申請可能時期は、審査請求と同時に、または審査請求日から9ヶ月以内です。

審査猶予申請による特許庁の手数料は発生しません。また、審査請求と同時に審査猶予申請を行うと、審査請求料の納付の猶予が可能です。

ご参考までに、審査の開始を遅らせる制度として、中国には遅延審査制度があります。

詳細については、弊所知財トピックス、中国での権利化実務紹介をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/wp/wp-content/uploads/d2d5c86db0c91a20055256e0404b6319.pdf>

アジア

2022年1月掲載

【韓国】特許法改正-分離出願制度の導入等

2021年9月29日、特許法改正案が国会を通過し、2021年10月19日に公布されました。施行日は、2022年4月20日の予定です。

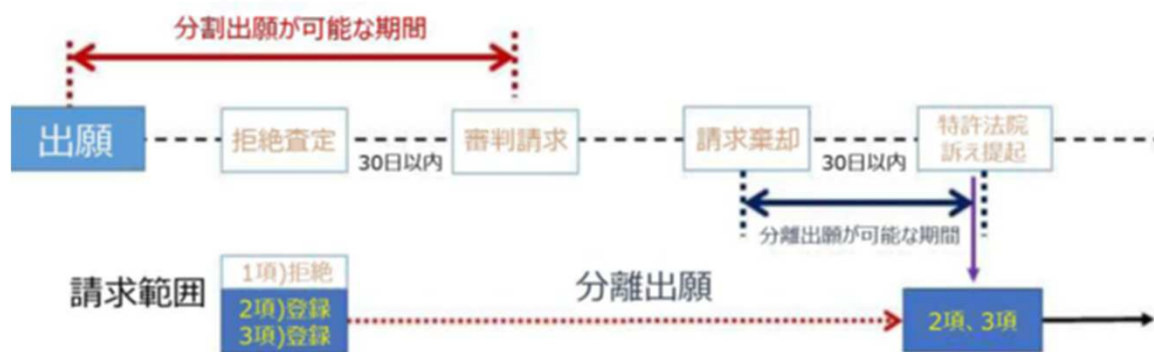
主な改正点

1. 分離出願制度の導入

拒絶査定不服審判において拒絶査定が維持（つまり、棄却審決）されても、特許可能な請求項のみを分離して出願することが可能となりました。

- ・分離出願可能期間：棄却審決謄本送達後30日以内（特許法院への出訴期間内）
- ・分離出願の対象：拒絶査定において拒絶されなかった請求項、及び拒絶された請求項から拒絶査定の理由となった事項を削除した請求項（例えば、マーカッシュ形式等の択一形式で記載された請求項において、その拒絶査定の理由となった選択肢を削除する補正）

分割出願と分離出願の出願可能な期間は以下の通りです。



（図出典：2021年9月30日付けJETROニュースを編集

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2021/210930.html>）

2. 拒絶査定不服審判の請求期間延長

拒絶査定不服審判の請求期間が、拒絶査定謄本送達後30日から3ヶ月に延長されました。

アジア

3. 再審査請求の請求期間延長及び対象の拡大

- (1) 拒絶査定に対しては、再審査の請求期間が拒絶査定謄本送達後30日から3ヶ月に延長されました。
- (2) 特許査定に対しては、特許査定後、設定登録前であれば、特許請求の範囲等を補正して再審査請求が可能となりました。従来は、特許査定後に特許請求の範囲等を変更するには、訂正審判の請求が必要でしたが、本改正により、審判を請求することなく補正が可能となりました。但し、特許査定後の補正は、特許請求の範囲の減縮、誤記の訂正、不明瞭な記載を明瞭なものにする目的とするものに限られます。

4. 消滅した権利の回復要件の緩和

書類の提出、手数料の納付等の期限徒過により権利が消滅した場合の権利回復要件が、「不責事由」から「正当理由」に緩和されました。「不責事由」は、実務上、「天災地変」など非常に制限的に解釈されます。一方で、「正当理由」には出願人の入院、手数料口座振替エラーなども含まれ得、救済の対象となり得ます。

5. 分割出願の優先権主張自動認定制度の導入

分割出願の基礎となった特許出願（原出願）が適法な優先権主張を伴う場合は、分割出願についても自動的に優先権が認められます。これにより、分割出願時に再度、優先権主張及び証明書類を提出する必要がなくなり、分割出願の優先権主張漏れを防止することができます。

また、優先権主張を希望しない場合には、分割出願日から30日以内に優先権主張の取り下げが可能です。

6. 国内優先権主張出願対象の拡大

特許査定された場合でも、特許出願日から1年以内かつ設定登録前であれば、特許査定された出願を基礎とする、優先権主張出願が可能となりました。

法改正前は、特許出願日から1年以内である場合、拒絶査定謄本送達後30日以内であれば、拒絶査定された出願を基礎とした優先権主張出願ができるのに対し、特許査定謄本送達を受けた場合は、これを基礎とする優先権主張出願を行うことができませんでした。

アジア

2022年1月掲載

【インド】インド商工省産業国内取引促進局（Department for Promotion of Industry and Internal Trade : DPIIT）が2020-21年度の年次報告書を公表

インドにおける知的財産権（IPR）の政策等も担当するDPIITが2020-21年の年次報告書を発表しました。この年次報告書の第5章で、インド特許意匠商標総局（CGPDTM）の最近の活動について説明されています。

年次報告書の全文（Annual Report 2020-21）は、下記URLから入手できます。

<https://dpiit.gov.in/sites/default/files/annualReport-English2020-21.pdf>

特許に関する主な事項は以下の通りです。

(1) 出願件数、審査件数、特許査定件数、最終処分件数の動向

	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21 ^{*2}
出願件数	46,904	45,444	47,854	50,667	56,284	43,028
審査件数	16,851	28,967	60,330	85,436	80,088	50,381
特許査定件数	6,326	9,847	13,045	15,284	24,936	19,533
最終処分件数 ^{*1}	21,987	30,271	47,695	51,781	55,945	36,741

^{*1}：最終処分とは、特許査定、拒絶査定、取下、及び放棄の総件数を示す。

^{*2}：2020-21年度の実績は2020年12月31日までの9ヶ月の結果を示す。

(2) 日本国特許庁（JPO）との特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム

2019年12月5日より、インド特許庁はJPOと日印PPH試行プログラムを開始しています。

3年間の試行期間の第一年目である2019年には、日本の出願人から、インド特許庁の受付上限数である、100件の申請がありました。その内、80件に対して最初の審査報告書（First Examination Report）が発行されました。また、35件に特許が付与され、1件が拒絶となり、1件は出願人が取り下げました。一方で、インドの出願人からは、JPOに対して3件のPPH申請がありました。

(3) 国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としてのインド特許庁

インド特許庁は2013年10月15日から、国際出願（PCT出願）のISA及びIPEAとして調査・審査を行っています。

2020年12月31日までに、インド特許庁をISAとして選択したPCT出願は8,215件であり、IPEAとして選択したPCT出願は303件でした。

2019-20年の実績では、インド特許庁をISAとして選択したPCT出願は1,654件であり、IPEAとして選択したPCT出願は66件でした。受理件数では、世界に23あるISA/IPEAのうちインド特許庁は第9位にランクインしています。

アジア

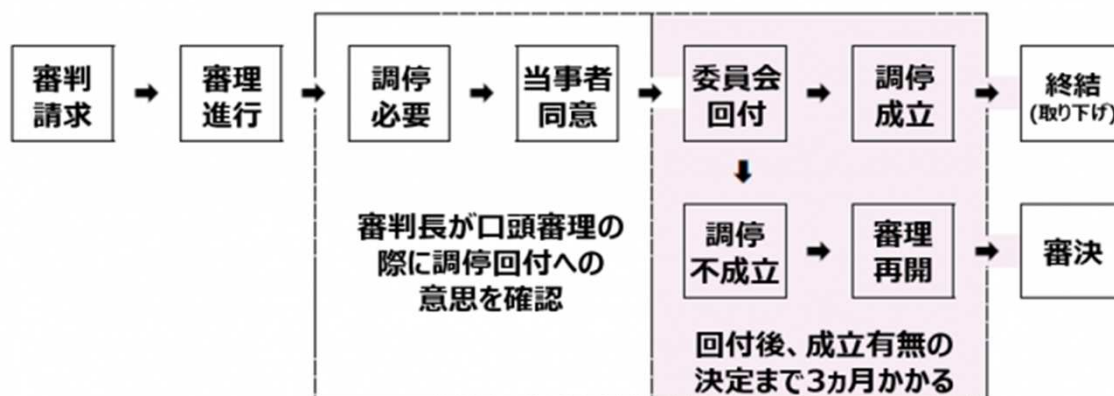
2022年2月掲載

【韓国特許法改正-特許審判段階での調停制度及び適時提出主義制度の導入】

2021年11月18日、韓国改正特許法が施行されました。今回の改正により、特許審判段階において、当事者間の合意により審判の終結を可能とする調停制度及び審判当事者による主張・証拠の提出時期を制限する適時提出主義制度が導入されました。改正特許法は、2021年11月18日現在、すでに審判に係属中の事件にも適用されます。

1. 特許審判段階での調停制度の導入

審判事件を合理的に解決するために調停が必要であると認められる場合は、両当事者の同意のもと、審判長はその審判事件の審理を停止し、事件を産業財産権紛争調停委員会（以下、委員会）に回付することができます。委員会に回付された日から3ヶ月以内に当事者間の調停が成立すれば、法院の和解と同じ効力が発生し、審判請求は取下げられたものとみなされます。一方で、調停不成立の場合は審判の審理が再開されます。



(図出典：2021年7月26日付けJETROニュース

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2021/210726a.html>)

2. 適時提出主義制度の導入

これまで、審判手続きにおいて審判当事者の主張・証拠の提出時期に制限がなかったため、審理が遅延することが多々ありました。そこで、今回、審判手続きにおける主張・証拠の提出に関して、「民事訴訟法」上の適時提出主義の規定を準用する改正がなされました。これにより、審判長が主張・証拠の提出時期を定め、提出が遅れた証拠等を職権又は相手側当事者の申立てにより却下できることとなりました。

今後、故意又は重大な過失により主張・証拠の提出が審判長の要求する時期より遅れた場合、審理に反映されないおそれがありますのでご留意下さい。

アジア

2022年3月掲載

【インド】日インドPPH試行プログラム申請受付開始（第3期）

日本国特許庁（JPO）とインド特許意匠商標総局（CGPDTM）は、2019年12月から、2国間特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを実施しています。

詳細につきましては弊所知財トピックス2020年1月掲載分をご参照ください。

<https://www.saequsa-pat.co.jp/topics/7531/>

日インドPPH試行プログラムの第3期の申請受付が、2021年12月20日に開始されました。

JPO及びCGPDTMが受理する申請件数は、それぞれ年間100件までとなります。また、1出願人あたりのCGPDTMへの申請件数は、年間10件までとなります。

現地代理人の情報によりますと、CGPDTMは、今期、2021年12月25日の時点で、すでに16件の申請を受理しています。

留意事項

CGPDTMへのPPH申請要件の一つとして、「PPH申請された出願が審査官に割り当てられていない」ことがあります。すなわち、PPH申請の対象となる出願がすでに審査官に割り当てられている場合は申請が却下されます。

審査官への割り当て状況につきましては、以下のURLからご確認いただけます。

<https://ipindiaservices.gov.in/publicsearch>

ご確認方法につきましては、以下のURLをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/document/japan_india_highway/inpass.pdf

尚、PPH申請には、審査請求を行っていない場合は通常60,000ルピー（約90,000円）、審査請求を既に行っている場合は通常40,000ルピー（約60,000円）の手数料が必要となります。

PPH申請手続きの詳細につきましてはJPOの下記ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html

アジア

2022年3月掲載

【シンガポール】 審査ガイドライン一部改訂 – 優先権及び単一性

先般、シンガポール知的財産局（IPOS）は、特許審査ガイドラインを一部改訂し、優先権の有効性の判断及び単一性欠如の拒絶理由が生じた場合の取り扱いを明確化しました。

1. 優先権の有効性

後の出願に係る発明（本願発明）について、先の出願に基づく優先権主張が有効であるか否かの判断においては、当業者の技術常識に照らし、先の出願が全体として直接かつ明確に、本願発明を開示しているか否かに焦点が当てられます。その開示は明示的なものだけでなく暗示的なものも含まれますが、当業者がその発明を実施するのに十分なものでなければなりません（実施可能要件）。

実施可能要件を満たすためには、先の出願が本願発明の取りうる実施形態のすべてを記載していることは必ずしも必要ではなく、当業者の技術常識に照らし、本願発明が優先権書類から直接かつ明確に導き出すことができればよいことが明確となりました。

従いまして、優先権の有効性が問題となった場合、当業者の技術常識を説明し、先の出願には、（明示的な記載が無くても）当業者が実施できる程度に本願発明の開示がある旨の反論は有効だと考えられます。

2. 単一性欠如の取り扱い

従来、IPOSの運用上、一の出願に複数の発明が包含されており、その複数の発明が単一性の要件を満たさない場合、「最初の発明」に関する発明のみが調査対象とされることがありました。

今般、IPOSは「最初の発明」とは、「特許請求の範囲」に一番目に記載された発明を意味することを明らかにしました。そして、単一性欠如の拒絶理由が生じた場合、通常、「特許請求の範囲」に一番目に記載された発明、即ち「最初の発明」に対してのみ審査がなされます。

また、単一性欠如の拒絶理由を解消するためには、特許請求の範囲を「最初の発明」に限定する補正が必要となります。単一性が認められなかった他の請求項が、調査報告書に言及されていたとしても、「最初の発明」以外の発明に補正することは認められません。従いまして、出願人にとって、最も重要な発明を、特許請求の範囲の最初に記載することが肝心となります。

改定後の特許審査ガイドライン全文につきましては以下のURLをご参照ください。

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/guidelines-and-useful-information/examination-guidelines-for-patent-applications.pdf>

アジア

2022年3月掲載

【台湾】台湾における特許審査促進制度のご紹介

現在、日本の出願人が台湾で利用できる特許審査促進制度・プログラムとして、「産業協力のための特許審査面接試行プログラム」、「加速審査（Accelerated Examination Program : AEP）」、「優先審査」、「連合面接」、及び「特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway : PPH）」があります。尚、2021年1月1日に開始された「スタートアップ企業に対する積極型特許審査制度」の試行につきましては、期間限定（6ヶ月間）の試行プログラムであったこと、及び申請件数が上限に達したことから現在は申請を受け付けていません。

1. 産業協力のための特許審査面接試行プログラム

2021年11月1日から1年間の予定で試行されているプログラムで、先端科学技術に関する特許出願に利用できます。

面接により、審査官が出願に係る先端科学技術の内容を迅速に把握することができ、審査の効率化と品質向上につながることが期待されています。面接後、原則として6ヶ月以内に台湾知的財産局（TIPO）から審査結果が通知されます。

対象となる先端科学技術は、幹細胞再生医療、メディカルケア・インフォマティクス、マイクロLEDディスプレイ、量子ドット太陽電池、ニューラルネットワーク、量子情報、量子コンピュータ、3ナノ半導体製造プロセス、パッケージプローブの精密化、ねじれ二層グラフェン、第3世代半導体材料、人工知能、IoT（モノのインターネット）、ビッグデータ、ブロックチェーン、3Dプリント、5G（第5世代移動通信システム）、その他審査官が個別に判断した技術です。

尚、TIPOの手数料は不要です。

2. 加速審査（AEP）

AEPは、出願公開後、以下の①から④の場合に利用できます。

- ① 対応外国出願が実体審査を経て特許査定済
- ② 日本、米国、欧州の特許庁から拒絶理由通知及びサーチレポート発行後（査定前）
- ③ 出願人の商業的实施に必要な発明
- ④ グリーン・テクノロジーに関する発明

④につきまして、従来、グリーン・エネルギーに関する発明が対象でしたが、2022年1月1日より、グリーン・テクノロジーに関する発明に対象が拡大されました。

また、上記③と④の場合、審査結果までの処理期間の規定が9ヶ月から6ヶ月に短縮されました。これらの改定は、2022年1月1日以降の出願に適用されます。

アジア

尚、①と②の場合は、TIPOの手数料は不要ですが、③と④の場合はNT\$4,000（約17,000円）の申請料が必要です。

3. 優先審査

優先審査は、出願公開後、出願人以外の第三者が出願に係る発明を業として実施している場合に利用できます。

申請には、第三者の業としての実施を証明する書類の提出が必要ですが、TIPOの手数料は不要です。

4. 連合面接

同一出願人が技術的に関連する複数の特許出願をしている場合に、初審の段階で、一度の面接でまとめて審査官に技術内容を説明することにより、審査効率を高め、早期権利化を図るプログラムです。一度に申請できる特許出願の件数は10件までで、TIPOの手数料は不要です。

申請が認められると、1ヶ月以内に連合面接の通知書が送付され、連合面接後3ヶ月以内、又は出願人が連合面接中に指定された期間内に応答・補正を提出してから3ヶ月以内に審査結果が発行されます。

5. 特許審査ハイウェイ（PPH）

対応する日本出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有する場合等、一定の要件を満たす場合にPPH申請をすることができます。

PPH申請の要件等、詳細につきましては下記URLをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/document/guideline/taiwan_tipo_ja.pdf

尚、日台PPH 試行プログラムの実施効果が良好であったことから、2020年5月1日より、日台PPHプログラムは継続的なプログラムとして本格実施されています。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/7787/>

アジア

2022年3月掲載

【シンガポール】知的財産法改正 – 2022年5月26日施行予定

2022年1月12日、知的財産法改正案がシンガポール議会で承認されました。改正法案には、特許法、商標法、意匠法等に関する事項が含まれますが、特許に関する主な改正事項は以下の通りです。

1. 一定書類の提出不要化

① 先の関連出願に関する書類が登録官に提出済みの場合は、以下の際、先の出願の写しの提出が不要となります。

- a. 先願参照出願の出願時
- b. 明細書等の一部欠落の補完時
- c. 優先権主張の宣誓書提出時

② 登録官が国際調査報告の英訳文をすでに入手している場合、審査請求時にその写しの提出は不要となります。

2. 補正により拒絶理由が解消できる旨の通知

補正により拒絶理由が解消できる場合、審査促進のため、審査官は公式な見解書（written opinion）を発行せずに、補正により拒絶理由が解消できる旨を出願人に通知することが可能となります。出願人は、その通知に対して、補正により応答することもでき、補正を拒否することもできます。

3. 非英語PCT出願の英訳文公開の自動化

非英語PCT出願の英訳文がすでに提出されている場合、所定の期間経過後、自動的に明細書等の英訳文が公開されることとなり、公開請求や手数料の支払いは不要となります。自動公開の対象となるのは、改正法の施行日以降に、シンガポール国内移行されたPCT出願です。施行日以前に国内移行された案件につきましては、従来通り、公開請求及び手数料が必要です。

4. 公衆の特許情報へのアクセス性向上

登録官は、一定の制限（機密事項等）に該当しない場合、特許及び特許出願に係る情報を公衆に開示する権限を有することになります。

詳細につきましては、以下のURL（シンガポール知的財産庁のウェブサイト）をご参照ください。

[https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/public-consultation-ip-\(amendment\)-bill.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/public-consultation-ip-(amendment)-bill.pdf)

アジア

2022年3月掲載

【ベトナム】特許審査ハイウェイ（PPH）2022年上半期分、4月1日より申請受付開始

日本国特許庁（JPO）は、2016年4月1日からベトナム国家知的財産庁（IP Viet Nam）との間でPPH試行プログラムを実施しており、2019年4月1からは、IP Viet Namが受け付けるPPH申請の上限を、年間100件から200件に倍増しています。

2022年上半期（2022年4月1日から9月30日）分、100件の申請受付が、4月1日より開始されます。これまで、受付開始から早々に、上限件数に達する事が多々ありましたので、日ベトナムPPH試行プログラムの利用をご希望される場合は、お早めにご準備されることをお勧めします。

手続き等の詳細につきましては、以下のJPOウェブサイトをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_vietnam_highway.html

2022年4月掲載

【タイ】日タイ特許審査ハイウェイ試行プログラム期間延長と申請書の変更

日本国特許庁（JPO）とタイ商務省知的財産局（DIP）は、特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを2014年1月1日より実施しています。

1. 試行期間延長

本試行プログラムの試行期間が、2022年1月1日より、2年間延長されました。新しい試行期間の終了は2023年12月31日とされていますが、必要に応じて延長される予定です。

2. PPH申請書の変更

2022年1月17日から、DIPに提出する申請書の様式が変更されました。

具体的には、提出を省略する書類について、オフィスアクション、特許可能と判断された請求項の写し、引用文献とを別々のリスト形式で明記（書類毎に項目分けして記載）する必要があります。記入例についてはJPOが公表するガイドラインをご参照ください。

JPOの公表につきましては以下のURLからご覧いただけます。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_thailand_highway.html

記入例のガイドラインにつきましては以下のURLからご覧いただけます。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/document/guideline/thailand_dip_ja.pdf

アジア

2022年4月掲載

【韓国】特許審査基準改訂-2021年12月30日施行

2021年12月30日に、韓国の特許審査基準が改訂されました。主な内容は以下の通りです。

1. 発明の説明に記載された効果に対する審査基準の強化

発明の説明に記載された発明の効果に、合理的な疑いがある場合、審査官は効果の立証を要求する拒絶理由を通知し、効果が立証されない場合は、拒絶決定とすることができる。

2. 選択発明の進歩性判断関連の判例 [2019フ10609] を反映

引用発明に、請求項発明の上位概念が記載されている場合でも、構成の困難性が認められる限り進歩性は否定されない。

請求項発明の上位概念が引用発明により公知になっているという理由だけで、構成の困難性を検討せず、効果の顕著性の有無のみにより進歩性を判断してはならない。

3. 職権補正関連

審査官が職権補正で新規事項を追加した場合や、明らかに誤りではない事項を職権で補正した場合は、特許無効審判や特許侵害訴訟の場面で特許発明の保護範囲を定める際、その職権補正は最初からなかったものと見なす。

4. 情報提供

従来、情報提供があっても、出願人にはその通知はされなかった。改訂審査基準では、情報提供があった場合、情報提出書が移送された日から1ヶ月以内に、審査官が出願人に情報提供があった旨の通知をすることとなった。

アジア

5. 審査官変更の強化

従来、2回以上特許拒絶決定が取り消されて、審査官に差し戻された出願については、担当審査官を他の審査官に変更できることが裁量事項として規定されていた。

改訂審査基準では、2回以上特許拒絶決定が取り消されて審査官に差し戻された出願については、「特別な事由がない限り」拒絶決定をした審査官ではなく、他の審査官に担当審査官を変更することとなった。

6. 条約優先権主張出願における出願人の同一性判断基準の明確化

原則として、条約優先権主張の基礎となる出願（先の出願）の出願人と条約優先権主張出願（後の出願）の出願人は、後の出願の出願時に同一でなければならない。

つまり、共同出願である場合は、後の出願人全員が先の出願人と完全に一致しなければならない。

しかし、先の出願の出願人全員が後の出願の出願人に含まれる場合は、共同出願人の間に権利承継に関する別途の契約があることを十分に予想できるため、追加された後の出願の出願人に対しては、優先権譲渡についての、別途の書類は要求されない。

一方で、先の出願の出願人の一部が後の出願の出願人から除外されている場合には、除外された先の出願の出願人と後の出願の出願人との間の権利承継について確認する必要があるため、補正命令により関連書類の提出を要求することができる。

アジア

2022年5月掲載

【中国】国家知識産権局（CNIPA）が 2021 年の知的財産権統計データを発表

CNIPAの公表によりますと、2021年の発明特許登録件数は69.6万件（前年53.0万件）、実用新案登録件数は312.0万件（前年237.7万件）、商標登録件数は773.9万件（前年576.1万件）、意匠登録件数は78.6万件（前年73.2万件）でした。発明特許、実用新案、商標の登録件数は、対前年比で30%以上の増加となりました。

PCT国際出願の受理件数は7.3万件（内、6.8万件は中国出願人によるもの）でした。
特許復審及び無効審判については、2021年中に、それぞれ5.4万件及び0.71万件が処理済となりました。

2021年末現在の国内有効発明特許件数は270.4万件で、そのうち190.8万件は中国国内企業が保有しています。特に、ハイテク企業の保有割合が高く、中国国内企業全体保有数の63.6%（121.3万件）となっています。技術分野別にみても、国内有効発明特許件数の伸長率が最も高かったのは、情報技術管理方法、コンピュータ技術、医療技術の分野で、それぞれ対前年比で100.3%、32.7%、287%増となりました。

アジア

2022年6月掲載

【マレーシア】特許法・施行規則改正-2022年3月18日施行

マレーシアの特許法及び特許施行規則が改正されました。今回の改正の目的は、TRIPS 協定、地域包括的経済連携協定（RCEP）、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への準拠、及び微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の加盟に向けて、国内法を整備する事にあります。

主な改正事項は以下の通りです。

1. 微生物学的方法により得られた物について

改正特許法では、微生物学的方法により得られた物も特許の保護対象となり得ることとなりました。また、改正特許規則では、微生物の定義、及び微生物の寄託についての規定が設けられています。

2. 分割出願について

改正前の規則では、指令分割（単一性要件違反の指摘を含む審査報告書に対して行う分割出願）の場合、その審査報告書の郵送日から3ヶ月以内（規則19A(a)）、また、自発分割（出願人が自発的に行う分割出願）の場合、最初の審査報告書の郵送日から3ヶ月以内に分割出願ができる（規則19A(b)）と規定されていました。

今般の改正により、3ヶ月の期限は延長できないことが、明文化されました。

また、出願人が規則19A(b)の自発分割出願をする権利を放棄することにより、登録官が、最初の審査報告書発行後、直ちに特許を付与することが可能となる規定が新設されました。

3. 完全実体審査請求の延期申請の撤廃

改正前は、完全実体審査の場合も修正実体審査の場合も、審査請求期限は国際出願日から4年であり、さらに1年の延期申請が認められていました。

改正規則では、完全実体審査の場合は、1年の延期申請ができないこととなりました。

4. 審査報告書に対する応答期間

完全実体審査の場合も修正実体審査の場合も、審査報告書に対する応答期間が、改定前の2ヶ月から3ヶ月に延長されました。

5. 情報提供及び異議申立制度の導入

特許出願公開日又は国内移行日から3ヶ月以内に、新規性及び進歩性に関する事項についてのみ、第三者による情報提供が可能となりました。但し、所定の手数料が必要です。

また、利害関係人は、特許公報掲載日から一定の期間、付与された特許に対して異議申立をすることが可能となりました。

改正特許法及び特許施行規則の詳細につきましては、マレーシア知的財産公社（MyIPO）の以下URLをご参照ください。

<https://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2022/03/02-PATENTS-AMENDMENT-ACT-2022.pdf>

<https://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2022/03/PERATURAN-PERATURAN-PATEN-PINDAAN-2022.pdf>

アジア

2022年7月掲載

【インド】インド商工省産業国内取引促進局（Department for Promotion of Industry and Internal Trade : DPIIT）が2021-22年度の年次報告書を公表

インドにおける知的財産権（IPR）の政策等も担当するDPIITが2021-22年度の年次報告書を公表しました。この年次報告書の第6章で、インド特許意匠商標総局（CGPDTM）の最近の活動が紹介されています。

年次報告書の全文（Annual Report 2021-22）は、下記URLから入手できます。

https://dpiit.gov.in/sites/default/files/IPP_ANNUAL_REPORT_ENGLISH.pdf

特許に関する主な事項は以下の通りです。

(1) 出願件数、審査件数、特許査定件数、最終処分件数の動向

	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22*2
出願件数	45,444	47,854	50,667	56,284	58,502	46,625
審査件数	28,967	60,330	85,436	80,088	73,170	44,937
特許査定件数	9,847	13,045	15,284	24,936	28,391	21,860
最終処分件数*1	30,271	47,695	51,781	55,945	52,943	26,322*1

*1：2021-22年度の最終処分の件数は、期限延長についての最高裁判決を鑑み、通常、取下げ擬制により最終処分にカウントされる1,252件を除く。

*2:2021-22年度の実績は2021年4月1日から12月31日までの9ヶ月の結果を示す。

(2) 日本国特許庁（JPO）との特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム

2019年12月5日より、インド特許庁はJPOと日印PPH試行プログラムを開始しています。

3年間の試行期間の第一年目には、日本の出願人から、インド特許庁の受付上限数である、100件の申請があり、そのすべてに対してすでに最初の審査報告書（First Examination Reports）が発行されています。

一方で、インドの出願人からは、JPOに対して6件のPPH申請があり、4件が特許になっています。

2020年12月5日から始まった、第二年目では、日本の出願人から、インド特許庁へのPPH申請は、2021年11月15日の段階で、申請上限件数の100件に達しました。100件の内、79件が申請要件を満たしており、その内の55件に対してすでに最初の審査報告書が発行され、11件が特許になっています。

一方で、インドの出願人からは、JPOに対して4件のPPH申請がありました。

アジア

2022年7掲載

【シンガポール】IP紛争に関する最高裁判所の新規則 – 2022年4月1日施行

2022年3月21日、知的財産権（IP）紛争に関する新しい最高裁判所規則2022（SUPREME COURT OF JUDICATURE (INTELLECTUAL PROPERTY) Rules 2022、以下、新規則2022とします。）の草案が公表され、新規則2022は2022年4月1日に施行されました。これにより、IP紛争の迅速・簡易な解決を可能にする、「簡易訴訟手続き」制度が導入されました。

「簡易訴訟手続き」に適した事件

- ・著作権、商標権、特許権、営業秘密等のIP紛争であって、損害賠償額が500,000シンガポールドルを超えない、又は超える可能性が低い、又は当事者全員が「簡易訴訟手続き」の適用に同意している事件。
- ・「簡易訴訟手続き」の適用にあたっては、原告又は被告が「簡易訴訟手続き」でしか経済的に戦えない場合や、審理日数が2日を超える見込みであるという事情等も考慮されます。

すでに出訴済の事件でも、賠償請求額の500,000シンガポールドルを超える部分を放棄することにより、「簡易訴訟手続き」の対象となり得ます。また、裁判所が、「簡易訴訟手続き」の適用が妥当であると判断した場合、「簡易訴訟手続き」に変更するように指令を出すこともあります。

SUPREME COURT OF JUDICATURE (INTELLECTUAL PROPERTY) RULES 2022

の全文は以下のURLからご覧いただけます。

<https://sso.agc.gov.sg/SL/SCJA1969-S205->

[2022/Uncommenced/20220323151244?DocDate=20220321&ValidDt=20220401](https://sso.agc.gov.sg/SL/SCJA1969-S205-2022/Uncommenced/20220323151244?DocDate=20220321&ValidDt=20220401)

アジア

2022年7月掲載

【中国】「中国法院知識産権司法保護状況」（2021年）

「中国法院知識産権司法保護状況」（2021年）が2022年4月21日付で中華人民共和国最高人民法院により公表されました。

(中華人民共和国最高人民法院の公式サイト)

https://www.court.gov.cn/upload/file/2022/04/21/16/19/20220421161909_81490.pdf

上記白書に掲載された一部の統計数値をここで紹介します。

知的財産関連事件（一審、二審、再審の申請等を含む）の新受総件数：

642,968件（対前年22.33%増）

結審総件数：601,544件（対前年14.71%増）

1. 知的財産の民事事件

(1) 最高人民法院新受民事事件件数：4,243件（対前年22.28%増）

結審件数：3,557件（対前年9.11%増）

(2) 各級人民法院の一審民事事件の新受件数：550,263件（対前年24.12%増）

結審件数：515,861件（対前年16.52%増）

専利（特、実、意を含む）事件の新受件数：31,618件（対前年10.98%増）

商標事件の新受件数：124,716件（対前年59.62%増）

著作権事件の新受件数：360,489件（対前年14.99%増）

技術契約事件の新受件数：4,015件（対前年22.52%増）

競争関係事件の新受件数：8,419件（対前年78.26%増）

その他の知的財産紛争事件の新受件数：21,006件（対前年38.01%増）

(3) 各級人民法院の二審民事事件の新受件数：49,084件（対前年14.22%増）

結審件数：45,468件（対前年4.5%増）

アジア

2. 知的財産の行政事件

- (1) 最高人民法院新受行政事件件数：2,852件（対前年49.4%増）
結審件数：2,487件（対前年43.34%増）
- (2) 各級人民法院の一番行政事件の新受件数：20,563件（対前年11.37%増）
結審件数：19,342件（対前年7.8%増）
専利（特、実、意を含む）事件の新受件数：1,810件（対前年27.73%増）
商標事件の新受件数：18,734件（対前年9.97%増）
著作権事件の新受件数：19件（対前年7件増）
- (3) 各級人民法院の二審行政事件の新受件数：8,215件（対前年34.85%増）
結審件数：7,418件（対前年19.97%増）

3. 知的財産の刑事事件

- (1) 各級人民法院の一番刑事事件の新受件数：6,276件（対前年13.2%増）
結審件数：6,046件（対前年9.53%増）
登録商標侵害刑事事件件数：5,869件（対前年12.8%増）
著作権侵害関連刑事事件件数：333件（対前年9.54%増）
- (2) 結審した知的財産刑事事件（一番）
登録商標の偽物・冒用：2,558件（対前年13.19%増）
登録商標の偽物・冒用した商品の販売：2,623件（対前年3.76%増）
登録商標の標識の不法製造、その標識の販売：476件（対前年20.51%増）
著作権侵害刑事事件：313件（対前年14.65%増）
著作権侵害複製品の販売の刑事事件：15件（対前年2件減）
商業秘密侵害刑事事件：61件（対前年16件増）
- (3) 各級人民法院の二審刑事事件の新受件数：1,050件（対前年20.83%増）
結審件数：997件（対前年16.74%増）

4. インターネット法院

杭州、北京、広州の三つのインターネット法院では、インターネット関連知的財産事件の新受件数が66,148件で、対前年6.64%増です。

アジア

2022年8月掲載

【中国】最高人民法院知的財産権法廷の2021年度年次報告

最高人民法院知的財産権法廷（以下、「IP裁判所」という。）が、2021年の年次報告を公表しました。

1. 受理・審理件数等

2021年度、IP裁判所は5,238件（うち、4,335件は新規訴訟）の技術関連知的財産権および独占禁止に関する訴訟を受理し、3,460件の審理を終結しました。

対前年比で、新規受理件数は1,158件（36.4%）増加し、審理終結件数は673件（24.1%）増加しました。

審理終結に至った3,460件についてみると、裁判官1人あたりの平均処理件数は、83.5件（対前年比1.2%増）、平均審理期間は134日でした。

現地代理人の情報によりますと、訴訟における対立が激化し、困難な事件が増加したため、前年に比べて平均審理期間は長期化したようです。

2. 訴訟の種類

新たに受理された2,569件の民事第二審の主な内訳は以下の通りです。

- ・特許権侵害訴訟 576件
- ・実用新案権侵害訴訟 806件
- ・コンピュータ・ソフトウェア関連訴訟 593件
- ・特許を受ける権利・特許権の帰属関係訴訟 213件

前年と比較し、特許権侵害訴訟、コンピュータ・ソフトウェア関連訴訟、権利帰属に関する訴訟の件数が大幅に増加しました。

新たに受理された1,290件の行政第二審の主な内訳は以下の通りです。

- ・特許出願拒絶査定不服審判の審決に対する訴え 457件
- ・実用新案登録出願拒絶査定不服審判の審決に対する訴え 36件
- ・特許無効審判の審決に対する訴え 283件
- ・実用新案無効審判の審決に対する訴え 234件

前年と比較し、行政第二審の受理件数はすべての分類において増加しましたが、特に特許出願拒絶査定不服審判及び特許無効審判の審決に関する訴訟の件数が大幅に増加しました。

3. 審理結果

審理が終結した3,460件の民事・行政訴訟のうち、原審維持判決は2,272件（65.7%）、訴訟取下げによる終結は509件（14.7%）、調停による和解は198件（5.7%）、差戻・原審変更等の判決は468件（13.5%）でした。

4. 外国関連の事件

2021年に、IP裁判所が受理した外国関連訴訟は432件（うち、香港・マカオ・台湾関連の訴訟は55件）であり、受理件数全体の約10%を占め、対前年比16%増となりました。

アジア

2022年8月掲載

【インドネシア】未納の特許年金をディスカウントするプログラム – Crash Programの更新

インドネシア財務省は、2021年6月から12月の期間、債務者（特許年金未納者を含む）を救済する、Crash Program（クラッシュ・プログラム）を実施しました。

Crash Programでは、債務元本の60%が控除され、利子、罰金等の支払いが免除されました。Crash Programの詳細につきましては弊所知財トピックス2021年9月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10217/>

2022年のCrash Program

今般、Crash Programの更新が公表されました。

その理由として、特許年金未払い残高が、2,110億ルピア(約1,450万米ドル; 約20億円)に達していること、及び2021年のCrash Programでは外国人債務者の参加要件が不明確であったことが挙げられています。

2022年のCrash Programでは、外国人債務者の参加要件が明記され、参加申し込み最終日が2022年12月15日（2021年のCrash Programでは2021年12月1日）と、より債務者が参加しやすい改善を加えたとのことです。

債務の控除等

Crash Programに参加を認められた債務者は、以下の救済を受けることができます。

- ・ 債務元本の60%控除
- ・ 債務利息、罰金、およびその他の費用の免除

また、以下の期間に支払う場合は、残りの債務元本について、追加の控除を受けることができます。

- ① 2022年7月から9月末に支払う場合はさらに30%の控除
- ② 2022年10月から12月20日に支払う場合はさらに20%の控除

支払期限

Crash Programへの参加承認の通知から、1ヶ月以内に債務を支払う必要があります。但し、Crash Programへの参加申込を2022年11月21日から12月15日に行った場合は、2022年12月20日までに支払う必要があります。

アジア

2022年8月掲載

【バングラデシュ】特許法改正-2022年4月11日施行

バングラデシュにおいて、「2022年特許法改正法案」が2022年4月4日に議会を通過し、4月11日に官報掲載と同日に施行されました。

今回の改正では、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）を遵守すべく、特許権の存続期間が16年から20年に延長されました。その他の主な改正事項は以下の通りです。なお、施行規則及び手数料がまだ正式に決定しておりませんので、実際の運用はもう少し先のことになりそうです。

主な改正点

- ① 実用新案制度の導入
- ② 特許出願審査請求制度の導入
（出願から36ヶ月以内）
- ③ 出願公開手数料の導入
- ④ 微生物関連の特許出願についての規定新設
（国際的な寄託機関の証明書提出が必要）
- ⑤ 外国対応出願に対して発行されたオフィス・アクションの提出についての規定新設
（提出の求めから90日以内の提出が必要）

医薬品及び農業用化学品について

TRIPS協定では、後発開発途上国（Least Developed Country: LDC）に対して、TRIPS協定上の義務を履行するまでの経過措置（猶予期間）を認めています。そのため、バングラデシュでは、医薬品及び農業用化学品について、2033年1月1日までは特許等による保護を受けることはできません。

アジア

2022年8月掲載

【シンガポール】SG IP FAST プログラム、2024年4月30日まで延長

シンガポール知的財産庁（IPOS）は当初2022年4月29日に終了予定であったSG IP FAST プログラムを2024年4月30日まで延長すると公表しました。

これまでの経緯

2020年5月4日より、IPOSは技術分野に制限のない、特許早期審査制度（SG Patent FastTrack）の試行を開始しました。

詳しくは弊所知財トピックス2020年9月掲載分をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/8575/>

さらに、IPOSは、2020年9月1日より、SG Patent FastTrackに商標・意匠出願の早期審査を加えた、SG IP FAST プログラムを開始しました。

SG IP FAST プログラムでは、早期審査申請が受理された特許出願の発明に関連する商品やサービスに使用される商標・意匠の出願も早期審査の対象となり得ます。

詳しくは弊所知財トピックス2020年12月掲載分をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/8945/>

SG IP FAST プログラムのメリット

SG IP FAST プログラムを利用しますと、特許では最短6ヶ月、商標では最短3ヶ月、意匠では最短1ヶ月で登録される可能性があります。

2022年4月30日以降の申請要件の変更点

1ヶ月当たりの申請件数の上限は、これまでの5件から10件に緩和されました。

但し、1出願人当たり2件/月までとなります。

さらに、商標・意匠出願の早期審査申請は、関連する特許出願の早期審査申請が受理された旨の通知から1ヶ月以内に行う必要があったところ、通知から12ヶ月以内に延長されました。

尚、SG IP FAST プログラムについて、IPOSの手数料は無料です。

アジア

2022年9月掲載

【中国】医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決事件、初の審理終結

2021年6月1日に施行された、改正専利法第76条には、医薬品特許紛争早期解決メカニズム（パテントリンケージ制度）についての規定が定められています。

詳細につきましては、以下のURLから弊所知財トピックスをご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/8996/>

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9304/>

先般、中国国家知識産権局（CNIPA）は、医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決事件について、3件の審理を終了したと公表しました。

事件の概要

Purdue Pharma社は「オキシコドン塩酸塩徐放性錠剤」（Oxycodone Hydrochloride Controlled-Release Tablets, 商品名:Oxycontin）に係る特許第201210135209.X号、第201510599477.0号、及び第201010151552.4号の特許権者です。

Purdue Pharma社は、宜昌人福薬業有限責任会社のジェネリック薬が上記特許権の保護範囲に含まれることを確認する行政裁決を請求しました。

CNIPAでは、医薬品や化学分野の上級審査官経験者等からなる5名の合議体が審理を担当し、宜昌人福薬業有限責任会社のジェネリック薬は上記特許権の保護範囲に含まれないと認定しました。また、合議体は宜昌人福薬業有限責任会社が提出した、特許が過誤登録である旨の抗弁を審理し、当該抗弁事由は存在しないと認定しました。

審理期間

合議体は、証拠を厳重に管理し、法律に則り、口頭審理等を経て、わずか6ヶ月で審理を終了しました。

現地代理人によりますと、2022年4月の時点で、行政裁決の請求は計59件あり、現時点で受理要件を満たしている請求は39件あるようです。今回の審理経験を活かして、より公正な紛争早期解決メカニズムが確立されることが期待されます。

アジア

2022年9月掲載

【台湾】特許法等の一部を改正する法案可決-CPTPP加入に向けて

台湾立法院は、2022年4月15日、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の加入に向けた国内法整備のため、「著作権法」、「商標法」及び「特許法」の一部を改正する法案を可決しました。

「特許法」に関する改正事項は以下の通りです。

1. CPTPP第18.53条で定めるパテントリンケージ制度について、新薬特許権者が後発のジェネリック医薬品メーカーを提訴できる法的根拠の明文化（特許法第60条の1第1項（新設））。
2. 新薬特許権者が定められた期限までに訴訟を提起しなかった場合、後発品の承認を申請したジェネリック医薬品メーカーが、特許権非侵害の確認訴訟を提起できる法的根拠の明文化（特許法第60条の1第2項（新設））。

上記改正法は、2022年5月4日に台湾総統によって既に公布されていますが、施行日は現在未定です。

アジア

2022年9月掲載

【インド】デリー高等裁判所 知的財産部規則2022 公表

背景

2021年4月4日、インド知的財産審判委員会（IPAB）の廃止を含む裁判所改革条例（Tribunals Reforms Ordinance 2021）が、大統領令として公布・施行され、IPABが廃止されました。これにより、IPABに係属中の事件を含め、これまでIPABの管轄であった審判事件は、デリー高等裁判所、ボンベイ（ムンバイ）高等裁判所、マドラス高等裁判所、コルカタ高等裁判所、アーメダバード高等裁判所、及び商事裁判所が管轄することとなりました。

そして、2021年7月7日、デリー高等裁判所は、知的財産権に係る紛争を専門に扱う部門である知的財産部（IPD）をデリー高等裁判所内に設置する旨を公表しました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2021年10月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10286/>

新規則の公表

今般、デリー高等裁判所は、IPD規則2022（Delhi High Court Intellectual Property Rights Division Rules, 2022）を公表しました。

公表された規則には、管轄対象となる訴訟の種類、控訴手続、ディスカバリー、証拠保全、秘密保持、損害賠償の請求、第三者の訴訟参加、訴訟の併合、専門家パネルの設置、技術的知識を有する法律家による補佐、調停等を含む様々な事項に関する定義や取り決めが記載されています。

特筆すべき点として、ビデオ撮影による証拠の記録が認められていることや、双方の専門家が直接議論する「ホットタビング」（hot-tubbing）が旧高裁規則から引き続き採用されていること、文書保全通知（Litigation Hold Notice）の発行により、関連する資料や情報の廃棄を防止し保全することが可能となったことが挙げられます。

IPD規則2022の全文は以下のURLから入手できます。

<https://egazette.nic.in/WriteReadData/2022/233739.pdf>

アジア

2022年9月掲載

【インド】審査遅延解消のため、審査官の評価ポイントを暫定的に変更

現地代理人の情報によりますと、現在、インド特許庁では、110,000件以上の出願が補正後の段階で保留となっており、審査請求されたものの未着手の案件が29,000件以上あるようです。

更に、2019-20年度には、新たに800件もの付与前異議申立がなされたにもかかわらず、最終処分に至った件数は、わずか67件（前年度以前に申し立てられた案件を含む）でした。

また、付与後異議申立については、2019-20年度に新たに28件が受理されたものの、最終処分に至った件数はわずか7件で、2020年度末現在で、未処理案件の合計は99件となっています。

そこで、インド特許庁では、古い案件（特許出願及び異議申立）の処理を優先して進めるために、8月2日から10月まで、審査官の評価システムに用いるポイントを、暫定的に以下の様に変更しているようです。

- ①補正された特許出願の処分：3ポイントから6ポイントに変更
- ②付与前異議申立の処分：3ポイントから12ポイントに変更
- ③付与後異議申立の処分：9ポイントから18ポイントに変更

この変更により、古い未処理案件の処理が進むことが期待されます。

アジア

2022年10月掲載

【台湾】専利出願について、海外からのオンライン面接参加が可能になりました。

台湾智慧財産局（TIPO）は「經濟部智慧財産局専利案件面接作業要点」（以下、「専利案面接作業要点」と称します。）を改訂し、2022年3月1日より、「専利出願の越境オンライン面接」を実施しています。これにより、一定の条件下、日本にいる出願人と台湾の事務所にいる代理人が、TIPOに出向くことなく、審査官と直接オンライン面接を行うことが可能となりました。

「専利案面接作業要点」の主な改訂点は以下の通りです。

1. 当事者が、無効審判以外の案件について、TIPO以外の「適切な場所」での面接の実施を申請し、TIPOに許可された場合、オンライン面接を行うことができる。
2. 上記「適切な場所」は、以下の条件を満たさなければならない。
 - ① 非公開の場所であること。
 - ② TIPOが定めるハードウェア及びソフトウェアの設備を備え、良好な通信品質を維持できること。上記の要件を満たしていない場合、オンライン面接申請は却下される。
3. オンライン面接中の、撮影・録音・録画は原則として認められない。

アジア

2022年10月掲載

【韓国】2021年の産業財産権出願、コロナ禍でも順調

韓国特許庁が公表した2021年の特許出願件数は、過去最高の237,998件（対前年比 5.0%増）を記録しました。

商標出願件数も、過去最高の285,821件（対前年比 10.8%増）を記録し、前年に続いて2桁台の増加となりました。

意匠登録出願件数は、64,787件（対前年比 4.1%減）と、近年横ばい傾向にあります。規模としては日本の意匠出願の約2倍あります。

コロナ禍で、各国の出願件数が伸び悩む中、韓国は堅調な伸びを示しました。

これは、米国（USPTO）、欧州（EPO）、日本（JPO）、韓国（KIPO）、中国（CNIPA）の世界5大特許庁（IP5）が共同で公表した、2021年度の5庁統計報告書（IP5 Statics Report 2021）からもみてとれます。

<https://www.fiveipoffices.org/statistics>

2021年度のIP5特許出願件数は約289万件と、対前年比約4%増であったところ、韓国は前述の通り対前年比5%増を記録しました。

特に、米国（対前年比 1%減）、日本（対前年比 0.3%増）、欧州（対前年比 4.6%増）と比較して高い増加率を示しました。

韓国特許庁が受理した、IP5中他国の出願人からの出願件数を見ますと、中国出願人（対前年比 47.5%増）、米国出願人（対前年比 18.4%増）が大幅に増加しています。

中国と米国出願人の韓国特許庁への主要な出願技術分野は、ビデオゲーム、オーディオ/映像、測定であり、これらの分野において、韓国が特許戦略上、重要な国であることを示唆しています。

アジア

2022年10月掲載

【タイ】 特許・小特許ファスト・トラック・プログラム開始

タイ知的財産局（DIP）は、医薬品、医療機器等、国民の衛生・健康の維持向上に寄与する発明の早期保護・利用を図るため、特許・小特許の早期審査（ファスト・トラック）の導入を公示しました。

タイ語ではありますが、DIPの公示は以下のURLからご覧いただけます。

<http://www.ipthailand.go.th/images/3534/2565/Patent/Fast-track/Fast-Track-02.pdf>

1. プログラム参加の主な要件

- ・ DIPに審査請求済の特許出願又はDIPに出願されて3ヶ月以上経過している小特許出願であること。
- ・ 公衆の衛生の改善等に寄与する医療・科学分野の発明。例えば、医薬品・方法・材料・器具等に係る発明に関する出願であること。
- ・ 発明に係る製品等を製造・販売、又はライセンス供与する計画があること。
- ・ 最初にタイに出願された特許出願・小特許出願、又はタイに国内移行されたPCT出願（但し、DIPが受理官庁であったものに限る）であること。
- ・ 請求項の数が10以下であること。

2. メリット

DIPは、参加申請のあった出願から、1ヶ月に5件選択します。

ファスト・トラック・プログラムへの参加が認められた出願は、特許の場合は12ヶ月以内、小特許の場合は6ヶ月以内に最終処分がなされます。

但し、タイに最初に出願していることが要件となっていますので、日本の出願人にとっては、利用しづらいプログラムです。

今後、要件が緩和され、外国の出願人も利用可能なプログラムへと発展することが望まれます。

また、現地代理人の情報によりますと、タイでは、対応の外国出願（特に、中国、米国、日本、オーストラリア、欧州）が特許になっている場合、そのクレームに合わせた補正をすることにより、比較的スムーズに特許される場合があるようです。

アジア

2022年11月掲載

【ベトナム】特許法改正-2023年1月1日施行予定

2022年6月16日、ベトナム知的財産法改正法案が国会を通過し、一部を除き＊2023年1月1日に施行されることになりました。

＊農薬の試験データ保護に関する条項については、2024年1月14日に施行される予定です。

2023年1月1日施行予定の主な改正点は次の通りです。

1. 拡大先願の導入

現行法では、先願が公開されていない場合、同一の発明に係る後願には、新規性欠如の拒絶理由は適用されません。

今回の改正により、知財法第60条（新規性）に第60条1項(b)が新設され、先の出願が公開されていなくとも、未公開の先願を引例として、新規性欠如の拒絶理由を適用することが可能となりました（日本の特許法第29条の2に相当）。

但し、先の出願と後の出願の出願人が同一の場合でも、本条の適用があるか等、詳細は不明です。おそらく、施行日以降に詳細なガイダンスが公表されるものと思われます。

2. 情報提供及び付与前異議申立

現行法では、出願公開日から特許付与の決定の日までの期間、何人も当該出願に対して「意見を提示する」ことができると規定されています(知財法第112条)。

今回の改正では、「意見を提示する」手段について、第三者情報提供と付与前異議申立の2つの手続きが明確に規定されました。

第三者情報提供は、特許付与の決定の日まで無料ですが、審査の際に参考情報とされるのみで、特許庁からの応答はありません。

一方で、付与前異議申立は、出願公開日から9ヶ月以内かつ特許付与の決定の日までに申立てる必要があり、手数料もかかります。そして、付与前異議申立がなされると、特許庁は申立番号を発行し、独立した手続きとして申立人及び申立理由に対応します。審理の流れ等は、無効審判等と同様となる見込みです。

3. 無効理由の追加

現行法では、発明の開示が十分でない場合や不適法な補正がなされた特許を無効にできる規定がないため、無効化の手続きが長引くという問題が生じていました。

そこで、今回の改正により、以下を含むいくつかの無効理由が追加されました。

- ・当業者が実施できる程度に明確かつ十分に発明が開示されていない場合。
- ・出願当初の明細書等の範囲を超えた、又は、発明の内容を変更する補正がなされた場合。

アジア

2022年11月掲載

【インド】特許出願のクレーム補正要件を緩和する判例

これまで、インドでは、クレームの補正は、「非常に厳格に」出願当初のクレームの範囲内でしか認められませんでした（特許法セクション59（1））。

2022年7月5日、デリー高裁は、クレームの範囲を単に減縮する補正は、補正後のクレームに係る発明が出願当初のクレーム又は明細書に開示されている限り、認められるべきであり、補正前の発明と補正後の発明が同じである必要はないと判事しました。（C.A.(COMM.IPD-PAT) 11/2022 : NIPPON A&L INC. vs. The Controller of Patents）

1. 事件の概要

本件では、出願当初のクレームは「プロダクト・バイ・プロセス」形式で記載されていましたが、明確性要件違反の拒絶理由を解消するため、出願人（控訴人）はプロダクト・バイ・プロセス・クレームをプロセス・クレームに補正しました。

これに対し、コントローラーは、補正前のクレームはプロダクト・クレームであるのに対して、補正後のクレームはプロセス・クレームであるので、この補正は出願当初のクレームの範囲を超えるものであり認められないとしました。

これを不服として、控訴人が出訴したものです。

2. デリー高裁の見解

デリー高裁は、特に、付与前のクレーム又は明細書の補正は、出願当初の明細書又はクレームに記載の範囲内であり、その内容と矛盾していなければ、ことさらに厳格に解釈する必要はないとの見解を示しました。

この判決が今後のインド特許庁における審査にどれ程の影響を及ぼすのか、現在は不明ですが、これまでの杓子定規な解釈が改められることが期待されます。

NIPPON A&L INC. vs. The Controller of Patentsの判決文全文は以下のURLから入手できます。

http://164.100.69.66/jupload/dhc/PMS/judgement/06-07-2022/PMS05072022CAP112022_110420.pdf

アジア

2022年12月掲載

【韓国】特許法施行令の一部改正令案-半導体関連出願等の優先審査

韓国特許庁は、半導体等の先端技術に関連する特許出願を、優先審査の対象とすべく、特許法施行令の一部改正案を公表しました。

具体的には、特許法施行令第9条第1項に第13号を新設し、優先審査の対象として、「所定の基準を満たした半導体等、国民経済及び国の競争力において重要な先端技術に関連する特許出願」を加えたものです。優先審査が適用されますと、現在、平均12.7ヶ月を要している半導体分野の審査が平均2.5ヶ月に短縮されることが見込まれています。

また、韓国特許庁は、半導体等の先端技術分野の民間研究所等を退職した人材（民間研究所退職人材）を、特許審査に活用し、正確かつ迅速な審査につなげることを計画しているようです。

これにより、審査の質等が向上するとともに、先端技術分野の優秀な人材の海外流出を防止することを狙いとしています。

まずは、半導体分野から始め、その後、バッテリー、バイオ、水素、先端ロボット、宇宙開発関連技術等の先端技術分野に係る特許出願の審査に、民間研究所退職人材を投入していくようです。

韓国の、半導体をはじめとする先端技術に対する重要性の認識が伝わってきます。

中南米

2022年2月掲載

【ブラジル】特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム期間延長2026年11月30日まで

日本国特許庁（JPO）とブラジル産業財産庁（INPI）は、2019年12月1日より、INPI が受け入れる技術分野制限を撤廃し、全分野を対象としたPPH試行プログラムを実施してきました。

また、2021年1月1日より、ブラジルへのPPH申請の上限件数が、従来（年間400件）の1.5倍の600件になるなど、更に利便性の高いプログラムとなりました。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9226/>

今般、JPOとINPIは本試行プログラムの更新に合意しました。新しい試行期間は2026年11月30日で終了予定となりますが、必要に応じて延長される予定です。

詳細につきましてはJPOの下記ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_brazil_highway.html

2022年2月掲載

【ブラジル】ブラジルでの早期・優先審査プログラムのご紹介

2021年5月12日、ブラジル連邦最高裁判所は、今後付与される特許の存続期間は出願日から20年を超えないものとする判決を下しました。

従来、ブラジル産業財産権法第40条補項（現在は削除）において、特許権の存続期間は特許付与日から10年未満であってはならないと規定されていたことから、審査の遅延により特許付与が遅れた場合は、出願日から20年を超えて存続期間が認められるケースがありました。しかし、この判決後は特許付与が遅れた場合でも、特許の存続期間は出願日から20年を超えることは認められないこととなりました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2021年8月掲載分をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10027/>

中南米

そこで、審査を促進し、少しでも長く特許権の利益を享受していただくために、ブラジルでご利用可能な早期・優先審査プログラムをご紹介します。

全てのプログラム共通の申請要件は以下の通りです。

- ・出願公開されていること。
- ・出願審査請求がされていること。
- ・他の早期審査プログラムに申請していないこと。
- ・申請から申請受理までの間に、分割出願や自発補正がなされていないこと。

1. 特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム

日本国特許庁（JPO）とブラジル産業財産庁（INPI）は、全分野を対象としたPPH試行プログラムを実施しています。

詳細につきましては弊所知財トピックス2021年3月掲載分をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9226/>

日本を含む締約国全体のINPIへのPPH申請件数*は、約1,110件でした。約1,110件の申請の内約94%が受理され、受理された申請の内約82%が特許査定となり、PPH申請から特許付与までの平均日数は約300日でした。（*対象期間：2018年1月～2021年3月。以下同じ。）

2. グリーンパテント・プログラム

申請対象：代替エネルギー、電気自動車等の環境に優しい「グリーン」技術に関する特許出願。

上記期間中の申請件数は約330件、申請受理率は約80%、特許査定率は約60%、申請から特許付与までの平均日数は約380日でした。

3. ブラジル市場で入手可能な技術

申請対象：商業化、ライセンス、輸入等で既にブラジル国内市場で入手可能な技術を含む（部分的でも可）発明に関する特許出願。

上記期間中の申請件数は約20件、申請受理率及び特許査定率は100%、申請から特許付与までの平均日数は約125日でした。

4. 他人による実施

申請対象：正当権原無き第三者が特許出願に係る発明を実施している場合であって、その第三者に警告文の送付済みの特許出願。

（出願人のみならず利害関係人も申請することができます。）

上記期間中の申請件数は約350件、申請受理率は約75%、特許査定率は約50%、申請から特許付与までの平均日数は約370日でした。

中南米

5. 健康関連製品

申請対象：AIDS、癌、希少疾患等の診断、予防又は治療に用いられる医薬品等に関する特許出願。

上記期間中の申請件数は約180件、申請受理率は約95%、特許査定率は約65%、申請から特許付与までの平均日数は約430日でした。

6. COVID-19治療関連技術

申請対象：新型コロナウイルス感染症の診断、予防又は治療に用いられる医薬品等に関する特許出願。

上記期間中の申請件数は約60件、申請受理率は約95%、特許査定率は約57%、申請から特許付与までの平均日数は約260日でした。

7. 出願人が60歳以上、深刻な病、障害を持っている場合

申請対象：出願人が60歳以上、深刻な病、身体又は精神的な障害をもつ自然人である特許出願。

上記期間中の申請件数は約870件、申請受理率は約90%、特許査定率は約55%、申請から特許付与までの平均日数は約335日でした。

参照：INPIウェブサイト：

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/tramite-prioritario>

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/tramite-prioritario/estatisticas-gerais>

中南米

2022年3月掲載

【アルゼンチン】日アルゼンチンPPH試行プログラム終了

1. 特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムの終了

日本国特許庁（JPO）とアルゼンチン産業財産庁（INPI）は、2017年4月1日よりPPH試行プログラムを実施してきましたが、2021年12月31日に本プログラムを終了しました。

JPOは終了の理由を、アルゼンチン国内制度に基づく出願の早期権利化が可能であるためとしています。JPOの公表につきましては、下記URLをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_argentina_highway.html

2. 決議56/2016に基づく審査促進制度

アルゼンチンでは、2016年10月15日より、決議56/2016に基づく審査促進制度の利用が可能となっています。

この制度は、アルゼンチン以外の国の対応出願がすでに特許になっている場合、当該外国特許のクレームにアルゼンチン出願のクレームを適合させる補正をすることにより、アルゼンチンでの審査を促進するものです。

決議56/2016に基づく審査促進制度につきましては、弊所知財トピックス2016年12月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/3274/>

尚、決議56/2016に基づく審査促進申請を行う際には、アルゼンチン出願のクレームと外国特許のクレームとが一致する証拠とその翻訳文の提出、及び所定の手数料の納付が必要です。

詳細につきましては以下のURLをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ar/562016.html>

中南米

2022年4月掲載

【ブラジル】 PCT-PPH開始及びPPH申請上限枠の拡大-2022年1月1日から

日本国特許庁（JPO）とブラジル産業財産庁（INPI）は、2019年12月1日より、INPI が受け入れる技術分野制限を撤廃し、全分野を対象としたPPH試行プログラムを実施してきました。また、2021年1月1日より、ブラジルへのPPH申請の上限件数（日本発以外を含む）が、従来（年間400件）の1.5倍の600件になるなど、利便性の高いプログラムとなりました。詳細につきましては弊所知財トピックス2021年3月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9226/>

さらに、2022年1月1日から、PCT-PPHが開始されました。これにより、JPOが作成した国際調査見解書（WOSA）や国際予備調査報告（IPER）を利用したPPHの申請が可能になりました。PCT-PPH申請の上限件数は年間100件で、同一の出願人からは1週間当たり1件に限定されます。

また、2022年1月1日から、INPIが受付けるPPH申請の上限件数（日本を含めたブラジルとのPPH実施庁からの申請の総数）が年間800件（PCT-PPHの100件を含む）となりました。但し、IPCセクション毎の上限は、従来通り年間150件です。

詳細につきましては、JPOの下記URLをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_brazil_highway.html

中南米

2022年5月掲載

【ブラジル】 特許権の存続期間に係る最高裁判決を受けた特許証の修正

2022年2月8日、ブラジル産業財産庁（INPI）は、特許が医薬品、健康関連製品および／または人に使用する医療機器に関する発明とそれら以外の発明とを包含する場合、その存続期間について、特許証に以下のアポステイーユ（認証）をつける修正をし、修正された特許証を再度公報に掲載する旨の決定をしました。

1. アポステイーユの内容

医薬品、健康関連製品および／または人に使用する医療機器に該当しない発明部分についての特許権存続期間は、特許付与日から10年とする。

一方で、医薬品、健康関連製品および／または人に使用する医療機器に関する発明部分についての特許権存続期間は、出願日から20年とする。

2. 内部資料の作成

INPIは上記アポステイーユの正当性について内部資料を作成します。この資料は、一般には公開されませんが、請求により利害関係人に開示されることがあります。

医薬品等に係る発明部分については、すでに特許権が消滅している可能性はありますが、それ以外の発明部分を考慮して、最長の存続期間が広報に掲載されます。

維持年金は、最長の存続期間について支払う必要があります。

中南米

2022年8月掲載

【チリ】 知的財産法改正-施行日は2022年5月9日

チリでは、知的財産保護の強化、迅速な審査、ユーザーフレンドリーな手続きの構築等を目的とした、知的財産法の改正が長年審議されてきました。

詳しくは弊所知財トピックス2021年9月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10229/>

長年待ち望まれていた改正知的財産法が、2022年5月9日より施行されています。

改正点は特許、商標、意匠に関する事項等、多岐に渡りますが、特許に関する主な事項は以下の通りです。

1. 仮出願制度の導入

仮出願日から12ヶ月以内に通常の出願をすることにより、優先権の利益を享受できることとなりました。但し、特許権の存続期間は仮出願日から20年となります。

2. 特許権の移転登録制度の導入

真の権利者が民事裁判所に訴えることにより、冒認出願に係る特許権を取り戻すことが可能となりました。

3. 超過料金制度の導入

明細書等が80ページを超える場合は追加料金が必要となりました。
尚、配列表はページ数に含まれません。

4. 特許権存続期間の延長について

チリでは、①特許付与に際して不当な行政上の遅延があり、出願日から5年または審査請求から3年のうち遅い方を超えて審査が行われた場合、及び②医薬品の承認手続において不当な行政上の遅延があった場合は、追加の保護期間の請求（補償請求）が可能です。

この補償請求可能期間は、旧法では特許付与日から6ヶ月であったところ、改正法では特許付与日から60日に短縮されました。また、補償請求により延長される期間は最長5年であることが明文化されました。さらに、チリには審査請求制度はないことから、「審査請求から」は「審査開始から」を意味すると定義されました。

5. 優先権の回復

優先期間満了後2ヶ月以内であれば優先権の回復請求が可能となりました。

中南米

2022年10月掲載

【ブラジル】 特許審査ハイウェイ（PPH） 試行プログラム 受付一時停止

日本国特許庁（JPO）とブラジル産業財産庁（INPI）は、2022年1月1日から2国間PPHに加えて、PCT-PPHの試行プログラムを開始しました。また、INPIが受付けるPPH申請の上限件数（日本を含めたブラジルとのPPH実施庁からの申請の総数）を年間800件（PCT-PPHの100件を含む）に拡大しました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2022年4月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11369/>

2022年9月29日、INPIは、PPH申請が上限の800件に達したため、2022年度の受付を停止する旨公表しました。次回の受付は、2023年1月1日から開始される見込みです。

尚、PPH以外のブラジルでの早期・優先審査プログラムにつきましては、弊所知財トピックス2022年2月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11103/>

中南米

2022年12月掲載

【ブラジル】特許権の存続期間延長を含む特許法改正法案

特許法改正法案（2,056/2022）がブラジル議会に提出されました。まだ法案の段階ではありますが、画期的な内容を含んでいるため、ご紹介させていただきます。

1.主な改正点

①特許権存続期間延長制度の導入

現在、ブラジルには、米国の特許期間調整制度（PTA）や日本の特許権存続期間延長登録制度（PTE）はありません。特許庁の審査遅延により、特許権の存続期間が侵食された場合は、訴訟により侵食された期間の補償を求めることとなります。

今回提出された法案では、権利化の過程において、特許庁側の責による不合理な遅延が認められた場合、5年を上限として、特許権存続期間補償の請求をすることが可能となります。

②情報提供

現行法では、第三者は、「審査終了」まで、特許庁に技術的意見を提出することができるとされています。そして、「審査終了」は特許性についての最終報告（特許査定や拒絶査定）がなされた日と解されています。改正法案では、情報提供が可能な期間の終期を、特許査定や拒絶査定等の公報掲載日までと明確化しています。

③自発補正

現行法では、自発補正は審査請求前のみ可能です。

改正法案では、自発補正は特許査定や拒絶査定等の公報掲載日まで可能となります。

④分割出願

現行法では、分割出願は審査終了前又は特許査定や拒絶査定等の特許性に関する最終報告の公報掲載30日前まで可能です。

改正法案では、分割出願は特許査定や拒絶査定等の公報掲載日から60日以内まで可能となります。

2.今後の動き

この法案が法律として成立するには、下院及び上院を通過し、大統領の署名が必要です。従って、今後、内容が修正される可能性もありますし、施行までにはしばらく時間がかかりそうです。しかし、特許権存続期間延長制度が導入されると、実務上大きな影響があると思われますので、今後もこの法案の動向に注目していきたいと思います。

中東・アフリカ・豪州

2022年5月掲載

【アラブ首長国連邦】産業財産権法改正－グレースピリオドの適用拡大

アラブ首長国連邦は、過日、「産業財産権の規制と保護に関する2021年連邦法律第11号」を公布しました。特許及び実用新案に関する主な改正事項は以下の通りです。

1. 新規性喪失の例外（グレースピリオド）

発明者（考案者）または発明者（考案者）から直接的・間接的に情報を入手した第三者により発明（考案）の開示があった場合、その開示から12か月以内に特許出願・実用新案登録出願をすることにより、一定の条件下、新規性喪失の例外規定の適用を受け得ることとなります。

2. 早期審査制度の導入

緊急を要する特許出願・実用新案登録出願の内、一定件数について優先審査（早期審査）を受け付けるとされています。但し、早期審査が特許審査ハイウェイ（PPH）であるか、その他の制度であるかは、現在不明であり、施行規則の公表を待つこととなります。

3. 分割出願

複数の主題を包含する特許出願・実用新案登録出願について、分割出願が可能となります。

4. 実用新案登録出願の特許出願への変更

一定の条件下、実用新案登録出願を特許出願に変更することが可能となります。

尚、改正産業財産権法の施行日は、2022年1月2日とされていましたが、今のところ、施行されたとの公表はまだされていません。

中東・アフリカ・豪州

2022年5月掲載

【GCC】湾岸協力会議（GCC）特許規則の一部改正 – 2022年2月1日施行

2021年1月5日に、特許規則の一部が改正されたことを受け、GCC特許庁は、2021年1月6日以降、新規特許出願の受付を停止していました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス2021年4月掲載分をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9330/>

しかし、改正された特許規則が長らく公開されず、詳細は不明でしたが、2021年4月11日、改正特許規則が、官報第22号に掲載されました。

改正特許規則によりますと、GCC特許庁は、いずれかのGCC加盟国の要請により、特許出願の受付、審査、または特許付与の責務を担うものとし、GCC特許庁への要請は、各GCC加盟国が任意にできます。さらに、GCC加盟国が特許出願の受付、審査、特許付与の全部または一部をGCC特許庁に要請する場合は、その旨をGCC事務局に通知することとし、要請しない部分については、その加盟国の特許法が適用されると規定しています。改正前の規則では、GCC 特許庁が付与した特許は、加盟国 6ヶ国（アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート）すべてにおいて効力を有すると規定していましたが、改正後の規則では、要請があった国においてのみ効力を有すると規定している点で、大きく異なります。詳細につきましては、弊所知財トピックス2021年9月掲載分をご参照下さい。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/10212/>

改正特許規則は、改正施行規則の公示とともに発効するとされ、その施行日は不明でしたが、今般、改正施行規則が官報第25号に掲載され、施行日が2022年2月1日と定まりました。

